

8 エコラベル及びグリーン購入 パイロット・プロジェクト

8 エコラベル及びグリーン購入パイロット・プロジェクト

8.1 エコラベル及びグリーン購入パイロット・プロジェクトの背景と目的

8.1.1 プロジェクトの背景

ISO14000シリーズは、環境という複雑な概念を経営活動に取り入れたものであり、そのうちのひとつがエコラベル（ISO14024）である。共和国法（RA）9003（通称“Ecological Solid Waste Management Act of 2000”）の制定前に、United Nations Development Programme（UNDP）により実施されたPRIMEプロジェクト（Module3：Environmental Management System Module）の中で貿易工業省製品基準局（Bureau of Product Standards/DTI：BPS/DTI）と民間セクターとの連携のもとに国家エコラベル・プログラム発足準備が始まっていた。

2001年1月26日、共和国法(RA)9003の採択を受けて、エコラベル・プログラムが正式にフィリピン国に導入されることとなり、貿易工業省(Department of Trade and Industry: DTI)は、製品・容器材料のリサイクル、リユースを容易にするために、コード化を実施することになった（RA9003第4章）。

2001年3月に省庁間合意によりNGOであるクリーン&グリーン基金（Clean & Green Foundation: G&GF）がエコラベル・プログラムの事務局に任命され、BPS並びに環境天然資源省環境局（Environmental Management Bureau/Department of Environment and Natural Resources: EMB/DENR）が代表となるエコラベル・プログラム理事会が設置された。フィリピン国におけるエコラベル・プログラム（Ecolabeling Program: ELP）は、産業界による環境負荷の少ない製品の生産を促進し、それらを消費者が正しく選択できるようにすることを目的としている。さらに、政府が策定した環境法を補足する意味においても経済的手法としてラベルを利用するというねらいがある。

エコラベル・プログラムについては、UNDPの支援するEPICプロジェクトによる資金面での支援が行われていたが、日本エコマーク事務局の協力による技術面での支援が、エコラベル・プログラムの確立に有益であることから、EMPOWERのパイロット・プロジェクトとして資金・技術面での支援を行うこととした。

一方、政府は、製品・サービスの購入者として市場に大きな影響力がある。政府によるグリーン購入の導入は、企業を刺激し、環境にやさしい製品・サービスの開発・普及を促進するものである。

環境に好ましい購入（Environmentally preferable purchasing）に関して、RA9003の施行規則Rule XII, Section 2では、政府職員は、可能な限り値段、パフォーマンス、安全性を考慮した上で、環境にやさしい製品・サービスを購入し、環境負荷の削減に努めるようにと奨励している。フィリピン政府機関ではグリーン購入が開始されていなかったことから、貿易工業省投資委員会（Board of Investments/ Department of Trade and Industry: BOI/DTI）がグリーン購入を実施し、他の政府機関のモデルとなることは、エコラベル・プログラムの成功に寄与することから、EMPOWERのパイロット・プロジェクトとして資金・技術面での支援を行うこととした。

8.1.2 本パイロット・プロジェクトの目的

本パイロット・プロジェクトは、エコラベル・プログラムの事務局であるクリーン&グリーン基金のエコラベル・プログラム運営能力を高めるとともに、エコラベル・プログラムに関する産業界、一般消費者の意識啓発を促進し、BOIのISO14001取得、グリーン購入の基本方針の作成を通じて、環境負荷の少ない製品の開発普及を促進することを目的とする。

本プロジェクトは、エコラベル・プログラム事務局であるクリーン&グリーン基金のエコラベル・プログラム運営能力の向上、及びBOIのグリーン購入の拡大推進能力を主な能力強化の対象としている。

8.1.3 本プロジェクトの構成

本パイロット・プロジェクトは、3つの調査で構成されている。

1. エコラベル・プログラム
2. グリーン購入
3. ISO14001の取得

8.2 エコラベル・プログラム

8.2.1 エコラベル・パイロット・プロジェクトの実施体制

エコラベル・プログラム・パイロット・プロジェクトを円滑に実施するために、下記の表に示されている体制を設置し、各主体の役割を明らかにした。C&GFは、本プロジェクトの実施主体であり、BOI/DTI、BPS/DTI、EMB/DENR、ITDI/DOST(Industrial technology Development Institute/Department of Science and Technology)、LLDA(Laguna Lake Development Authority)、PEZA(Philippines Economic Zone Authority)といった本調査の運営委員会メンバーが支援し、JICAと8.1.1プロジェクト背景で述べられたUNDPによるエコラベル・プログラムEPIC (Environmental Management Programme for Industry Competitiveness) が技術的・経済的支援を行った。

表 8.2.1 関係機関の役割

主体	役割
C&GF (クリーン&グリーン基金(実施主体))	➤ エコラベル・パイロット・プロジェクトに係るすべてのマネジメント ➤ ワークショップ・セミナーの開催準備 ➤ エコラベル・プログラムの制度上に関する手続きの設立 ➤ 製品基準の設定 ➤ フィリピン国第一号のエコラベル製品の認可 ➤ エコラベル・プログラムに関する意識啓発
BPS/DTI (貿易工業省製品基準局)	➤ 製品基準制定に関する技術部会への出席
EMB/DENR (環境天然資源省環境局)	➤ エコラベル・プログラムに関する意識啓発活動へのサポート

主体	役割
PEZA（経済区庁）	➤ エコラベル・プログラムに関する意識啓発活動へのサポート
エンパワー （貿易工業省投資委員会、JICA調査団）	➤ ワークショップ開催準備 ➤ エコラベル製品基準制定のための他国事例収集、意識啓発キャンペーン実施に対する資金及び技術援助（JICA調査団） ➤ エコラベル・プログラム運営に関するガイドライン、製品基準、許認可手続きなど、事務局の運営能力向上のための日本人専門家の派遣（JICA調査団） ➤ （財）日本環境協会（エコマーク事務局）とGEN（Global Ecolabeling Network）との連携作り
EPIC	➤ エンパワー調査が支援していない部分に関する資金及び技術援助
エンパワー運営委員会	➤ 本パイロット・プロジェクトに関する計画の確認 ➤ 本パイロット・プロジェクトのモニタリングと評価

8.2.2 エコラベル・パイロット・プロジェクトの目標とアウトプット

フィリピン国におけるエコラベル・プログラムの運営体制が確立することを本プロジェクトの目標とし、以下のアウトプットを設定した。

1. エコラベル・プログラムの確立に係る戦略計画が採択される。
2. 2種類の製品カテゴリーについて製品基準が採択される。
3. エコラベル認証のための申請手続きが確立する。
4. 最初のエコラベル製品が認証される。
5. 消費者と産業界のエコラベルの認知度が高まる。

8.2.3 エコラベル・パイロット・プロジェクトにおける活動概要

エコラベル・パイロット・プロジェクトのもとで実施された活動は以下のとおりである。

1. エコラベル運営委員会及び技術委員会の設置と運営
2. 事務局及び理事会メンバー対象のエコラベル及びグリーン購入に関するワークショップとセミナー開催
3. エコラベル・プログラムのマスター・プランの作成
4. エコラベル・プログラム運営に関するガイドラインの作成
5. 新たな2製品カテゴリーの製品基準の設定
6. エコラベル商品への申請の促進
7. エコラベル・プログラムに関する意識啓発
8. 政府機関、産業界対象のセミナー開催

8.2.4 実施スケジュール

エコラベル・パイロット・プロジェクトは、表 8.2.2のとおり2002年12月から2003年8月まで実施された。

表 8.2.2 実施スケジュール

日付	活動内容
2002年12月	➤ ティッシュ・ペーパーと洗剤の製品基準の採択 ➤ 事務局対象のワークショップ（2日間）開催 ➤ 運営ガイドラインの作成
2003年1月	➤ エコラベル製品の申し込み受理の開始 ➤ 申請製品の検査
2003年2月	➤ エコラベル認定商品の発表 ➤ エコラベル意識啓発キャンペーン（発足式）の準備 ➤ 家庭用電池とプラスチック容器に関する製品基準に関する議論開始
2003年3月10日	➤ エコラベル発足式
2003年6月	➤ 環境産業マネジメント展の出席
2002年7月	➤ 家庭用電池とプラスチック容器に関する製品基準のドラフト作成
2003年8月	➤ 家庭用電池とプラスチック容器に関する製品基準の採択 ➤ 上記2製品の製品基準の発表

8.2.5 運営委員会の設置と運営

C&GFとBOIは、エコラベルとグリーン購入パイロット・プロジェクト実施に関して、約10機関の関係主体で構成される合同の運営委員会を設置することとした。運営委員会は2002年12月から2003年までに3回開催され、本パイロット・プロジェクトの実施内容とスケジュールやセミナーなどについて話し合われた。

(1) 運営委員会メンバー

運営委員会のメンバーをエンパワー運営委員会やELP（エコラベル・プログラム）主体といった関係機関からC&GFとBOIが選定した。ELP bodyとは、事務局であるC&GFとBPS/DTI、EMB/DENR、Dept.of Energy、National Consumer Affairs Council/DTI、Citizen Alliance for Consumer Protection、PBE、Development Academy of the Philippines、Office of the Secretary/DOSTで構成される理事会、学术界・企業団体・環境コンサルタント・研究機関・政府関係機関から構成される技術委員会（Technical Committee: TC）と技術ワーキング・グループ(Technical Working Group)である。

全会議への出席が難しいとの理由から、特定の個人委員は選任せず、各関係主体は、当運営委員会にスタッフを必ず出席させることとした。表 8.2.3に運営委員会リストを示す。

表 8.2.3 運営委員会リスト

機関	ステータス
貿易工業省製品基準局 (BPS/DTI)	政府機関
産業技術開発研究所／科学・技術省 (ITDI/DOST)	政府機関
フィリピン経済区庁 (PEZA)	政府機関
ラグナ湖開発庁 (LLDA)	政府機関
Philippine Business for the Environment (PBE)	NGO
貿易工業省投資委員会 (BOI/DTI)	政府機関
クリーン&グリーン基金 (C&GF)	エコラベル・プログラム (ELP) 事務局
Sagip Environment	民間コンサルタント会社

各運営委員会メンバーより環境天然資源省環境局 (EMB/DENR) の参加について強く要請があったが、EMBは、エコラベル理事会及び技術委員会のメンバーであり、エコラベル・プログラムの活動内容、進捗状況を把握しており、本パイロット・プロジェクトの運営委員会のメンバーに加わらないこととなった。

(2) 運営委員会の活動

本パイロット・プロジェクトでは運営委員会が3回開催された。表 8.2.4にその活動内容(詳細はAnnex8.1を参照)を示す。

表 8.2.4 運営委員会の活動

日付	活動内容
第一回運営委員 2003年1月17日	➤ 本プロジェクトの背景説明 ➤ 本調査内容の説明 (調査内容、期待される成果など) ➤ 運営委員会の役割の確認 ➤ すでに採択された合成洗濯洗剤とティッシュ・ペーパーの技術基準と新たに検討される2製品 (家庭用電池、プラスチック容器) の報告 ➤ 2002年12月に実施されたワークショップに関する報告
第二回運営委員 2003年2月10日	➤ 第一回運営委員の議事録確認 ➤ エコラベルの申請に関するガイドラインに関する討議 ➤ 作業部会作成の家庭用電池、プラスチック容器の製品基準の討議 ➤ エコラベル (Green Choice Philippines) 発足式の計画案の討議 ➤ BOIのグリーン購入基本方針の進捗状況報告
第三回運営委員 2003年3月3日	➤ 第二回運営委員の議事録確認 ➤ ガイドライン (案)、申請書類 (案)、契約書 (案) についての討議と確認 ➤ Green Choice Philippines への申請者 (2社) についての報告 ➤ Green Choice Philippines 発足式 (2003年3月10日) 最終確認

なお、3回以降は、基本的にエンパワー運営委員会において活動内容が報告・確認され、その他は表 8.2.1にあるEPICの予算でカバーされている。

8.2.6 エコラベル及びグリーン購入に関するワークショップ

エコラベル事務局の運営能力向上を目的にエコマーク事務局（財団法人日本環境協会）の事務局長によるワークショップが2002年12月13日、14日に開催された。

初日のワークショップは、事務局、理事会メンバー、関係省庁、消費者団体などの関係主体を対象に、事務局の運営方法だけでなく、官民双方の取組み－産業界によるエコラベル製品への取組みとエコラベル製品市場の確立、政府機関によるグリーン購入法の導入－の重要性について出席者の理解を深める事を目的に、主に、日本におけるエコマークの経緯、他国の成功事例、エコラベル促進に関する政府の役割、日本のグリーン購入法、エコラベル製品のマーケットシェア、エコラベル製品基準の設定に関して説明された。

2日目は、エコラベル・プログラムの運営方法について事務局を対象に実施した。エコマークの基本手続き、製品カテゴリーの決定方法、製品基準の設定、製品認定手続き、料金体系、ロゴ使用に関するガイドラインなど、運営に必要な事務手続きについて、エコマーク事務局のマニュアルを中心に実施された。

(1) ワークショップ第一日目

1) 出席者

出席者は50名で、32%が政府機関（DOST、DTI/BOI、BPS）、12%は企業団体、学界からの参加、22%が消費者団体を含むNGOとメディアであった。その他に技術・資金支援をしているJICA調査団とEPICが出席した。なお、Annex8.2に出席者リストが掲載されている。

2) ワークショップの議題

第一日目に行われたワークショップのプログラムを下記に示す。

スピーカー：田口 整司氏（財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長）	
時間	議題
8:00	登録開始
8:45	開会の挨拶と本プロジェクトの背景 Jesus L. Motoomull局長（BPS/DTI）
9:00	日本のエコマークの成り立ちと世界のELPから学んだこと
10:00	コーヒー・ブレイク
10:30	日本における環境ラベル支援のメカニズム（ISO規格、グリーン購入ネットワーク設立及びグリーン購入法成立とエコマーク）
12:00	昼食
13:00	フィリピンにおけるグリーン購入方針の作成と普及及びグリーン購入ネットワークの設立について（ディスカッション）
14:30	コーヒー・ブレイク

15:00	認定基準設定の考え方とLife Cycle Consideration（表の説明）について
16:30	ワークショップ評価・まとめ
16:45	C&GFによるエコラベル申請について
17:00	閉会の挨拶 Leonor D. Abella女史（エコラベル技術委員会メンバー）

田口 整司氏（財団法人日本環境協会 エコマーク事務局長）により出席者に対し
て主に下記の8項目について説明された。

1. タイプ I の普及

世界各国で導入されている既存のエコラベル・プログラムの状況について、出席者に対して説明を行われた。成功したプログラムは共通の要因—プログラム開始時から持続性が確保されるまでの間における政府の役割—があることが明らかになった。しかし、日本のエコマークやニュージーランド、オーストラリアのthe Environmental Choice program は、政府によるものではなく民間自身のイニシアティブで導入されたものであるが、プログラム内容の信頼性の高さによりうまく機能しているという事実もある。

2. エコマークの経緯

日本のエコマークの事務局構成、予算、プログラム内容、認証手続き、エコマーク普及のための活動（広報活動）など、エコマークの成り立ちから現在に至るまでの説明がなされた。

3. 成功の要因

エコラベル製品カテゴリーと認証製品についての傾向の説明がなされた。注目すべき点は、エコマークの普及は経済的要因（景気後退など）に影響されなかったこと、ISO/TC207認証やグローバル・エコラベル・ネットワークといったプログラムが世界的に拡大化したこと、そして情報の透明性が成功に起因していることである。さらに日本では、政府機関によるグリーン購入の普及も大きな成功の要因であった。

4. 政府の果たす役割

プログラムが、エコラベル・ライセンス料だけで運営可能な持続性が確立されるまで、政府が果たすべき役割について提言がなされた。

5. グリーン購入を促進させる法制度について

エコラベル・プログラムの促進を後押しするグリーン購入基本法について日本のケースが紹介された。

6. 日本におけるグリーン購入ネットワーク

1996年2月に設立されたグリーン購入ネットワークによって実施されている研究や活動についての主な説明がなされた。グリーン購入ネットワークは、グリーン購入の基本的な考え方や実践について、中央政府、自治体、企業や一般消費者に対して広く情報を発信し、グリーン購入を促進すること、さらにメンバー間の情報や経験の共有化を図ることを目的に設立された。

7. ステーションナリー製品のマーケットシェアに関する調査報告

エコマーク認定のステーションナリー製品が市場に対してどれだけ影響力があるか報告がなされた。

8. 認定基準と製品のライフ・サイクル

製品のライフサイクル・システムについての説明がなされた。資源抽出から処分を通じてのリサイクルまでの製品の全過程における環境インパクトについて54項目が示された。コピー紙、印刷物に関するエコマークの認定基準及び必要条件について討論があった。

3) 問題点と議論

出席者より多くの質問、関心事項が示され、発表者と出席者の間で確認された主な事項は下記のとおりである。

1. 電球のラベル認定の可能性について調査した結果、製品に差がなかったことから、日本のエコマークでは電球の製品基準を設定していない。
2. 日本政府は、エコマーク事務局である日本環境協会に何ら認可を与えてはいない。エコラベル・プログラムを成功させる最終要因は、消費者の意思決定によるが、政府の支援もプログラムの成功に影響を与える。
3. 日本環境協会（事務局）はテストの実施はしないが、政府研究所機関の報告書あるいは、企業による自己申請をもとに判断している。
4. 本エコラベル・プログラムは、日本国際協力事業団の技術支援によって実施されるものであり、民間企業主導のものではない。エコマーク（事務局）は、エコラベル・タイプⅠが将来、世界各国で同じ目標をもって導入されるというビジョンのもと、フィリピン国でのエコラベル・プログラムを支援したいと考えている。
5. エコマーク料金は、零細企業に対する料金を減額せざるをえない、あるいはエコラベル関連の他国が導入しているプログラムとの相互承認協定を図るために必要である場合に変更される。他国プログラムとの相互承認協定が結ばれた場合、エコマーク製品申請書類を再度作成・提出する必要はなく、相互承認協定先の承認書類を提出するだけでよい。
6. エコマーク認定の有効期限は、2年である。日本環境協会は、企業へ期限満了日に更新の通知を送付する。有効期限は必ず2年ということではなく、他のプログラムでは様々である。
7. 日本環境協会は、エコマーク・ラベルを認定製品に使用する許可を企業に与える。ラベル使用を企業が遵守するために契約が締結され、ラベル使用方法についてはガイドラインに従うことになる。万が一ガイドラインに従わない場合は、使用ライセンスは無効になる。
8. 日本政府は、エコラベルに対してインセンティブを与えてはおらず、エコマーク認定は、市場に依存している。
9. ISO14024に示されているように、一つのエコラベルは、一国のみ適用可能である。他国のエコラベル・プログラムとの相互協定は、他国のエコラベルで許可されたものの利用許可、あるいは統一されたマークを使用するために締結されているようである。将来的には、世界的なシンボルが承認されるかもしれない。

4) ワークショップの評価

ワークショップ開始前に、ワークショップ評価表を出席者に配布し、終了後に回収した。22名の出席者（政府機関8、企業7、学術界3、その他4）から提出された評価表を、出席者にとって有用であったと評価されたトピックスの順位ごとに表 8.2.5にまとめた。

表 8.2.5 出席者によるトピックスの有益順位

議題	政府	企業	学術界	その他 (メディア等)	合計
日本のエコマーク・プログラム	8	6	3	2	19
他国のエコラベル・プログラム	6	4	2	1	13
ISO認証	3	1	1	0	5
グリーン購入ネットワーク	7	4	3	3	17
グリーン購入基本方針	8	5	2	4	19
エコラベル製品の認証基準	8	6	3	1	18
製品のライフ・サイクル	8	5	1	1	15

表 8.2.6 情報が必要と感じたトピックス

議題	政府	企業	学術界	その他 (メディア等)	合計
日本のエコマーク・プログラム	1				1
他国のエコラベル・プログラム	4		1		5
ISO認証			1		1
グリーン購入ネットワーク	4		1		5
グリーン購入基本方針	5	3	1	1	10
エコラベル製品の認証基準	5	2 (for tissue category)	1	2	10
製品のライフ・サイクル	3		2	2 (more examples)	7

表 8.2.6は、出席者がより情報が必要と感じたトピックスの順位表である。主なコメントを下記に示す。

1. 他国のエコラベル・プログラムのシステムがフィリピンに適用可能かどうかもつと討論すべきである。製品カテゴリーの情報がもっと必要であると感じた。
2. フィリピン国では、すでにティッシュ・ペーパーと洗剤の製品カテゴリーが決定された。他国によるこれらの製品認定の経緯、経験などの情報は、フィリピンのエコラベル・プログラムの成功に大いに役立つと思われるので、もっと情報が欲しいと感じた。
3. 今回のエコラベル・プログラムのワークショップで話されたトピックスに関係のあるBOIやDBM（予算・運用管理省：Department of Budget and Management）などグリーン購入担当者をもつと招待すべきであった。エコラベルとグリーン購入についてお互いに理解を深めるべきである。
4. 成功と失敗のケース・スタディとグリーン購入のガイドラインについての情報が必要であると感じた。

出席者からのコメントは、主に肯定的でワークショップの有用性が認められた（コメントの詳細は、Annex8.3参照）。

(2) ワークショップ第二日目

二日目のワークショップは、エコラベル事務局とスタッフを対象にエコラベル・プログラムの運営方法について行われた。

1) トピックス

エコマークのガイドライン、申請手続き、ロゴの使用規則や料金体系について主に講義があった。クリーン&グリーン基金に対し、エコマークのガイドライン、申請及び承認手続きなどの資料が参考までに提供された。

主なトピックスは以下のとおりである。

1. エコマークの基本手順

エコマーク事務局の設置はガイドラインで明確にされており、日本環境協会がエコマークの事務局及び運営者として総務的役割を担うとしている。エコマークの顧問である運営委員会は、環境保護の専門家や行政機関、消費者団体、企業などから構成され、立案、予算審議など、エコラベル・プログラムに関する重要な政策や、エコマークの製品カテゴリーの選定、承認基準の設定やその他運営上の事柄に責任がある。

2. エコマーク製品カテゴリーの決定

生産者といったエコマークに関心のある主体は、製品カテゴリーの提案書を提出し、承認過程においてその製品の環境に対するインパクトが考慮される。エコマーク事務局は、ノミネートされた製品に対して関係主体へヒアリング調査を実施し、製品カテゴリーを決定する。

3. 承認基準の設定

製品カテゴリー選定後、事務局は、決定された製品カテゴリーの専門家や関係主体で構成されるワーキング・グループを設置する。ワーキング・グループは、

製品のライフ・サイクルをもとに製品基準案を作成する。製品カテゴリーの承認基準の決定プロセスは、エコマーク・プログラムが適用されるまでに通常2年かかる。決定された基準は、3年から5年は製品に適用され、市場のトレンドや技術革新などによって必要と考えられた場合は、基準の改正または廃止もあり得る。

4. エコマーク製品の承認手順

申請者あるいは製造者が、事務局に申請する。その製品承認委員会を通じて事務局が、製品承認に定められた必要条件に基づき、製品を審議し承認する。また事務局は、必要に応じて第3者に申請内容を検討するよう依頼し、申請者に検査証明書の提出を要求することもある。必要条件の審査終了時、事務局は、審査結果を書面にて通知する。

5. エコマークの料金体系

他国のエコラベル料金のほとんどは、製品の販売量に基づいているが、エコマークの料金は、製品の小売価格に基づいている。エコマーク・プログラムは、申請料金、宣伝料金を徴収していないが、申請者は、第3者により実施されたテスト費用を負担しなければならない。

6. エコマーク・ロゴのガイドライン

エコマークのロゴの使用方法については、Annex 8.5に示す。

二日目のトピックスの詳細は、Annex 8.4に取りまとめられている。

8.2.7 エコラベル・プログラムのマスター（戦略）プラン

2007年までにプログラムの持続性を確保することを目的に、まずプログラムの長所、短所、チャンス、脅威（strengths, weaknesses, opportunities and threats – SWOT）を明確にし、UNDPが実施した「フィリピン国エコラベルにおける環境マネジメントへの民間セクターの参加」についての調査を参考に、戦略プランを作成した。技術部会でまず議論され、2003年8月19日に理事会で承認された。

(1) 2003年から2007年のフィリピン・エコラベル・プログラム戦略プランの概要

戦略プランは、運営組織及び関係主体による取組み、製品カテゴリーと製品基準設定の今後の展開、さらにエコラベル・プログラムの普及活動などの目標を明確に設定し、その達成に必要なインプット（マンパワー、資金、時間など）を整理しており、2007年までにプログラムの持続性の確立を目指している。

戦略プランの主な構成を以下に示す（詳細はAnnex 8.6参照）。

1. グリーン・チョイス・フィリピンの2003年～2007年の戦略プラン

I プログラムの整備

1. プログラムの組織体制と計画の強化
2. パートナーシップの確立
3. 運営体制と経済基盤の整備
4. 研究開発の体制整備

II 製品基準の設定

1. 製品カテゴリーの優先順位
2. 他国のエコラベル製品基準の採択と改良
3. 製品基準設定におけるマルチ・セクター・アプローチ
4. 特定製品カテゴリーにおける製品環境パフォーマンスのベスト・プラクティス

III 広報活動

1. 産業セクターへの広報活動
2. グリーン購入方針の促進
3. グリーン購入ネットワークの設立
4. 効果的なプロモーション戦略、意識啓蒙活動の展開、教材キットの作成
5. ドナーなど援助機関からの支援確保のための活動

2. 財務計画

I 戦略プラン実施のための資金調達と予算配分の原則と手順

II 予算案

1. プログラム運営に係る予算計画
2. 製品基準設定に係る予算計画
3. 広報活動に係る予算計画

(2) 戦略プランの実施体制

戦略プランは、まずエコラベル・プログラム理事会にて承認された後、実施される。実施体制は、エコラベル・プログラムの促進やマーケティングに関して事務局を支援するために、改めて技術部会の再構成や戦略プラン実施のために新たな運営委員会の設置という可能性もある。

エコラベル・プログラムは、JICAやEPICからの援助に依存しているのが現状であり、今後の活動、持続性の維持は、申請者が順調に増え、エコラベル料金で維持・運営できるまで多少時間がかかると思われる。プログラムの発展、製品基準設定やマーケティングは、必要な資金が調達可能かどうか大きく依存している。

なお、エコラベル・プログラムは既に開始されており、戦略プランは、必要に応じて修正されるものである。

8.2.8 エコラベル・プログラムのガイドライン

C&GFとJICA調査団は、主に日本エコマークのガイドラインを参考に、運営上の必要事項について議論した。

(1) 製品カテゴリーの選定と製品基準の設定のガイドライン

National Solid Waste Management Commissionが大統領オフィスの実施機関として、RA9003の実施に適切であると判断した製品カテゴリーをエコラベル製品カテゴリーとして選定することがRA9003によって定められている。下記の4点を考慮しカテゴリーが選定される。

➤ 市場における製品流通量

- 環境インパクトの度合い
 - 環境改善の可能性
 - 産業界の現状と要望
- エコラベル基準は以下の手順で設定される。

Preparatory work (準備作業) : National Solid Waste Commissionによる製品カテゴリーの選定を受けて、フィリピンエコラベル基準 (Philippine Ecolabeling Criteria: PEC) 設定のためのプロジェクトが、事務局から技術部会 (Technical Committee:TC) に対して出される。TCは、個別の製品カテゴリーごとに作業部会 (Technical Working Group:TWG) を設置する。

Drafting of PEC (製品基準案の作成) : TWGは、製品基準案を作成し討論する基本的な作業グループである。いくつかのTWGが、単一製品あるいは単一製品カテゴリーに関して作業を行う場合もあれば、ある製品カテゴリーの広範囲な製品基準を担当する場合もある。

Preliminary draft (素案) : 海外の製品基準、利益団体、関係主体、研究機関によるドラフト、関係主体との討議及び調査を基に事務局によって作成されたドラフトなど、任意にTWGに提出された素案は、議論され、必要あれば素案に特定の事項や対策をTWGが加筆／修正することもある。

Committee draft (委員会案) : 素案に関するTWGの討議結果を踏まえたのが委員会案である。この案は、メンバーによる特定の題目に関する統一見解の最初の声明である。

Draft for public review (パブリック・レビュー) : パブリック・レビューのためのドラフトは、製品基準設定において、一番重要なステージである。製品基準項目に関するTC (技術委員会) の見解となる。このドラフトは、TCによって承認された後、ELP事務局のプログラム・ディレクターに送られ、2ヶ月間、関係主体すべてに配布されるか、あるいは公聴会が開かれる。2ヶ月たった後寄せられたコメントは審議及び集約され、技術委員会に提出される。

Final draft (最終案) : パブリック・レビューでのコメントに関してTCが検討しドラフトが最終化される。TCが、ELP理事会の承認を得るために理事会に最終化案を提出する。ELP主体は、自主的に既存のPNSやISOをエコラベルに取り入れなければならない。その場合は、BPSによる改正あるいは設定された項目を考慮する。

Approval and publication of Philippine Ecolabelling Criteria (製品基準の承認と公表) : フィリピンエコラベルの全ての基準設定については、理事会の委員長及び副委員長の承認が必要である。承認されたエコラベル基準は、事務局によってタイトル番号と発行年次が割り当てられる。関連業界による申請の奨励など事務局の広報活動を支援してもらうために、新しく承認された基準内容のコピーをPDC-DAP(Productivity Development Center of the Development Academy of the Philippines) に配布する。ELP事務局は、自主的な基準としてフィリピンエコラベル基準を公表する。

Revision / Amendments of Philippine Ecolabelling Criteria (製品基準の見直しと改訂) : 採択された製品基準は基本的に3年ごとに見直されるが、技術的な問題や他国のエコラベル基準との連携など、必要に応じて見直しがなされる。

図 8.2.1は、製品基準の設定プロセスを図表化したものである。

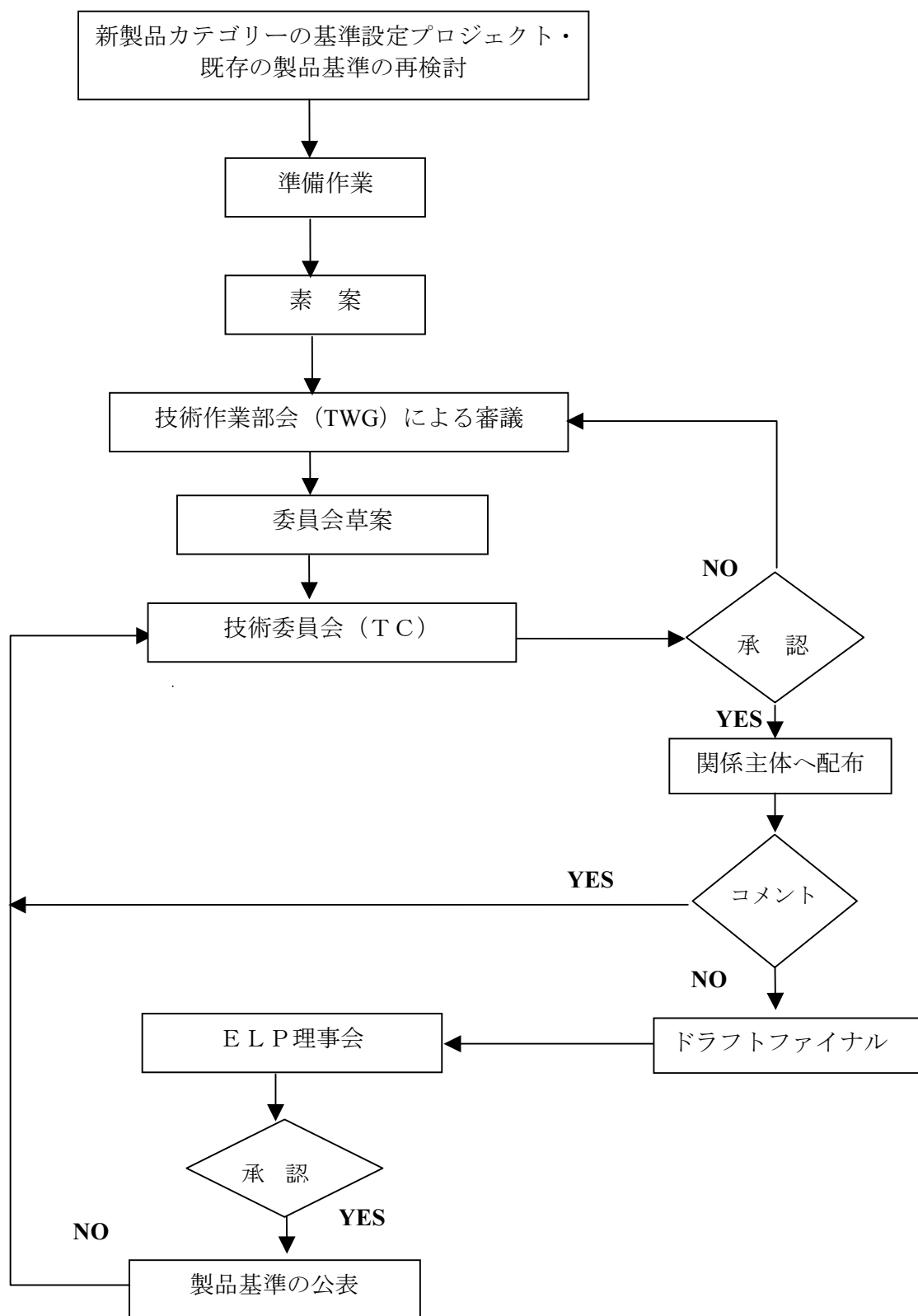


図 8.2.1 製品基準設定の流れ

(2) エコラベル・プログラム（グリーン・チョイス・フィリピン）の申請に関するガイドライン

ELP事務局は、技術作業部会（TWG）、理事会での審議を経て、フィリピンのエコラベル・プログラム（グリーン・チョイス・フィリピン）への申請に関するガイドラインを定め、グリーン・チョイス・シール取得手続きのマニュアルを作成した。

図 8.2.2は、申請・承認の手続きフローである。

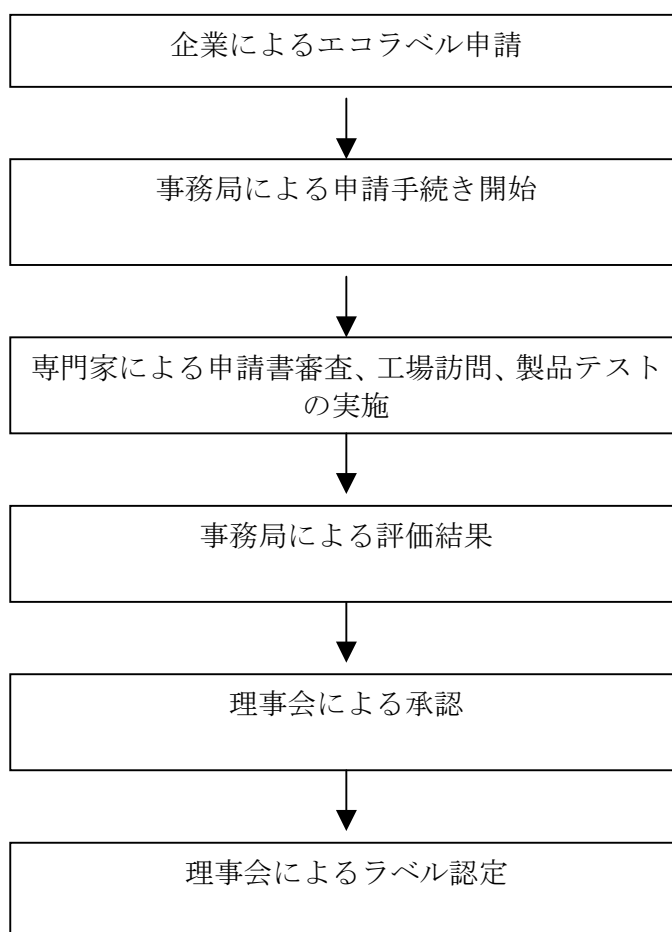


図 8.2.2 申請・承認手続きの流れ

申請に関するガイドラインの概略を下記に示す。なお、ガイドラインとグリーン・チョイス・フィリピンロゴの使用ガイドラインはAnnex8.7に、グリーン・チョイス・ロゴ使用契約のフォーム、ロゴ使用のライセンス申請フォームはAnnex8.8に示す。

申請に関するガイドラインの概略

1. 目的

グリーン・チョイス・ロゴは、生産、使用、処分において同様の製品と比較して、環境上のインパクトを減少させる、環境にやさしいと証明される製品に対して与えられるものである。

ロゴは、また上述されていない他の方法による環境負荷を減少させる製品にも与えられるが、自然保護に貢献している製品にも与えられる。

2. 申請資格

既に製品カテゴリーの製品基準が設定されているものであれば、フィリピン国内で製造また販売されている製品、あるいは申請の6ヶ月以内に製造または販売予定の製品は、グリーン・チョイス・ロゴを申請できる。

3. 申請条件

申請者は、申請製品の製造者、輸入者あるいは販売者でなければならない。申請者が製造者でない場合は、製造者による書面の同意書を提出しなければならない。

申請者は、レター・オブ・インテント（同意書）を提出し、グリーン・チョイス・ロゴの使用ライセンス申請に係る書類を作成しなければならない。また同時に相応の申請料を払わなければならない。

4. 申請に必要な書類

- 同意書
- 申請書類（申請製品ごとに、書類を作成）
- 申請書類支払の領収書
- 指定された製品基準の一部として要求される可能性のある様々な検査結果証明書
- 技術仕様書が示す製品カタログとそのサンプル製品。その製品のカラー写真の提出を要求される場合もある。
- その他（申請製品の補足情報として資料などを求められる場合がある）

申請書類は、下記へ提出あるいは郵送すること。

The ELP Administrator
Clean and Green Foundation, Inc.
2F, Benlife Building, BPI Complex
Muralla Street, Intramuros, Manila

5. グリーン・チョイス認証

グリーン・チョイス認証に申請する製品は、認証基準にて定められた基準、必要条件を満たさなければならない。

申請者と製品製造者（製造者が申請者ではない場合、製造者の同意書を提出）は、既存の環境関連法、施行規則などを遵守しなければならない

品質、健康、安全に関する法律は遵守されなければならない。しかしその製品が環境上の問題を引き起こす場合は、品質、健康、安全基準に適合していたとしても、エコラベル事務局には、グリーン・チョイス認証を発行しない権限がある。

エコラベル事務局は、申請者の申請内容を証明させるテスト結果などのサポーティング書類の提出を要求する権限がある。

6. グリーン・チョイス認証手続き

申請内容の評価は、グリーン・チョイス・プログラムのガイドラインに従い実施される。製品評価は、申請者より提出された書類のデータを基に行われる。事務局は、専門家の第3者機関にテストを依頼する場合もある。そのテストに係る費用は、申請者によって負担される。プログラム実施当局（事務局）は、申請者の申請内容を審議するために製品テストや工場訪問を実施する。

7. 通知

事務局による審査後、理事会は正式な書面にて審査結果を申請者に通知する。理事会は、認証または必要に応じた通知を発行する。

8. グリーン・チョイス・ロゴの使用

グリーン・チョイス・ロゴの使用に関する契約が、申請者と理事会の間に締結される。ロゴ使用の権利は、グリーン・チョイス認証の発行日より3年とする。なおロゴに使用に関しては毎年再検査が実施される。

グリーン・チョイス認証を与えられた申請者は、グリーン・チョイス・ロゴの使用資格を得る。この使用許可証は、BPS /DTIによってサインされ、ロゴ製品は、グリーン・チョイスの条件を満たした製品であることを証明する。

グリーン・チョイス・ロゴの使用条件は、関連法及び施行規則、さらにグリーン・チョイス・ロゴ使用ガイドラインに規定されている仕様に従うものとする。

9. グリーン・チョイス認証の使用中止

指定条件を順守していない旨が発覚した場合は、事務局は、申請者と締結したロゴの使用契約の撤回あるいは取り消す権限がある。

10. 料金体系

表 8.2.7に料金体系を示す。

表 8.2.7 料金体系

項目	料金 (フィリピンペソ)	支払先	備考
申請手続き	10,000.00	事務局 (C&GF)	申請用紙、プレ承認監査に必要な費用
臨床検査	実費	検査実施機関	料金は実施される臨床試験内容による
輸送	実費	輸送会社	必要に応じて
食事と宿泊	実費	ホテル	必要に応じて
ライセンス料金	Minimum – 20,000.00 Maximum – 200,000.00	事務局 (C&GF)	ロゴ使用契約に先立って支払われる費用
年間料金	5,000.00	事務局 (C&GF)	毎年実施される監査とロゴ継続使用に必要な費用

注釈：

1) ライセンス料金の計算式

$$P = 20,000 + .018(N),$$

Pは、200,000.00.ペソを超えない

Pは、ライセンス料金（ペソ）で、Nは、製品の年間売上高。

2) Nは、企業のアニュアルレポートを参考にする

8.2.9 新しい製品基準の設定

National Solid Waste Management Commissionにより、ティッシュ・ペーパーと洗濯洗剤が、フィリピン国で初めて製品基準が設定される製品カテゴリーに選ばれた。

(1) ティッシュ・ペーパーと合成洗濯洗剤

1) 作業部会 (Technical Working Group : TWG) における討議

2002年7月10日にEMB/DENRにおけるワークショップ開催後、ティッシュ・ペーパーと合成洗濯洗剤の2つのTWGメンバーを関係主体から指名した。

- ティッシュ・ペーパー (PC-0002)

TWG0002は、2002年8月2日、9月5日の2回開催され、製品基準案を作成した。TWG0002は、Department of Science and Technology (DOST: 科学・技術省) のForest Products Research and Development Institute (林産物調査開発研究所) のDr. Erlinda L. Mariを責任者として活動を実施した。

- 合成洗濯洗剤 (PC-0001)

2002年8月13日、9月13日にTWG0001が開催され、合成洗濯洗剤の製品基準案が作成された。TWG0001は、De La Salle大学の化学部Dr. Anamy Paanoを責任者とした。

ティッシュ・ペーパーと合成洗濯洗剤の製品基準は、2002年12月に理事会の全会一致で承認された。それを受けて、ELP事務局は、この2製品カテゴリーのエコラベル申請を受付中である。2製品カテゴリーのTWGメンバーと製品基準の詳細内容については、Annex8.9に示す。

2) マーケティングとプロモーション

ティッシュ・ペーパーと合成洗濯洗剤の製品基準の採択と承認を受けて、環境認証であるグリーン・チョイス・シールのマーケティングとプロモーションを直ちに開始した。ティッシュ・ペーパーと合成洗濯洗剤の製造会社へエコラベル申請の案内を送るとともに、グリーン・チョイス・シール認可が製品及び会社にもたらす利益についてのプロモーションを行った。

3) フィリピン初のグリーン・チョイス・ロゴの認証

ACS Manufacturing Corporationが製造しているPride Detergent (合成洗濯洗剤のブランド名) が、フィリピンで初めてエコラベル申請を行い、環境にやさしい製品であると承認された。2003年3月10日に開催されたグリーン・チョイス・フィリピンの発足式において、フィリピン初のエコラベル製品として、グロリア・M. アロヨ大統領より、Pride合成洗剤製品 (パウダーとバー) に対してグリーン・チョイス・ロゴの使用ライセンスが授与された。

一方、SCA Hygiene Products Corporationも Softee Value (ティッシュ・ペーパーのブランド名) をエコラベル申請したが、他製品の販売計画を理由に、この申請は途中で断念された。現在事務局は、SCA Hygiene Products Corporationと交渉中であるが結論はでない。

グリーン・チョイス・ロゴの使用に興味のある会社から問い合わせはあるが、近年のフィリピン国を取り巻く経済環境、未だ経済危機の影響がある状況下では、企業にとってロゴ申請及び使用料金が一番の関心事である。現在、事務局が設定している料金が、高いとクレームを出す会社もあるが、料金の設定は妥当であると判断している。他のプログラムが享受している政府補助金や、たとえばUNDPなどの機関による資金援助なしに、少なくとも20製品の申請と認可の実施を仮定すると、現在の料金体系でグリーン・チョイス・フィリピンを維持することは、非常に難しいのが現状である。

(2) 家庭用電池 (PC-0003) とプラスチック容器 (PC-0004)

1) 作業部会 (TWG) の設置

技術委員会 (TC) が、2002年11月19日の第8回会議において家庭用電池とプラスチック容器を新しい製品カテゴリーとして製品基準を策定すると決定していた。National Solid Waste Management Commissionと協調してこれらの製品基準の策定を実施するよう共和国法9003 (the Ecological Solid Waste Management Act) にて規定されている。

家庭用電池の作業部会 (TWG-0003) とプラスチック容器作業部会 (TWG-0004) が、製品基準の協議及びドラフト作成のために設置された。

2) 家庭用電池作業部会(TWEG-0003)の取組み

表 8.2.8 家庭用電池の作業部会 (TWG-0003) の活動概要

	日付	活動内容
1	2003年2月11日	- 家庭用電池の作業部会設置 - メンバー3人の新たな選定 - 本パイロット・プロジェクトの概要 - 炭素亜鉛セルの基準検討を決定
2	2003年3月4日	- 前回の会議議事録の確認 - 炭素亜鉛セルの構成要素の製品基準素案の検討
3	2003年3月25日	- アメリカの電池基準の事例検討 - グリーン・チョイス (フィリピンのエコラベル) の条件と評価の討議 - 製品基準 (案) の討議
4	2003年3月7日	<u>工場訪問</u> : Matsushita Electric Philippines Corporation (MEPCO) - MEPCOの会社概要説明 - 工場視察
5	2003年8月19日	理事会による製品基準承認

TWG-0003 の議事録はAnnex8.10に記す。

TWG-003メンバーは、製品カテゴリー策定のために松下電器フィリピン株式会社 (Matsushita Electric Philippines Corporation : MEPCO) を2003年5月7日に訪れた。

工場訪問：

I. MEPCOの会社概要

松下電器フィリピン株式会社（MEPCO）側より、会社概要について説明があった。主に全体の作業工程、プラントの配置、工場で製造している製品、特にナショナル・パナソニック電池についての説明がなされた。メンバーは、製造する電池の安全性と様々な製造工程について工場見学前に講義を受けた。

さらにMEPCOは、生産工程に既に環境配慮を取り入れているとのことであった。MEPCOが既に生産活動に環境マネジメントを組み込んでいる事項を下記に示す。

- ISO 14001認証
- ISO 9001認証
- エネルギー消費量の削減
- グリーン購入基本方針（納品業者は環境マネジメントシステムを導入していなければならない）
- 7Sの実践（5SにSafetyとSave Earthを追加したもの）
- 廃棄物の削減
- 廃棄物の分別

MEPCOより、彼らの工場で製造される乾電池は、水銀のような有害化学物質は含まれていないと報告があった。しかしTWGのメンバーより、鉛、カドミウム、水銀などの不純物の検査結果があるのかどうか疑問が呈された。有害化学物質の限界値を家庭用電池の製品基準に記載すべきであるとの意見が出された。MEPCOより分析中であるとの回答があり、その試験結果は、早くても3週間はかかるということで、作業部会は、日本の分析結果を受けて、製品基準の最終案を作成し、理事会に提出することにした。

II. 工場視察

実際に乾電池が製造されている工場を見学し、製造工程を確認した。

III. 工場訪問結果

作業部会のメンバーは、日本で行われている乾電池の含有物質に関するテスト結果を待ち、その結果を受けて製品基準案を最終化し、ELP理事会に提出することとした。

MEPCOの分析結果を受けて家庭用電池製品基準案がTWGより作成され、2003年8月19日に理事会で正式に承認された（Annex8.11）。

3) プラスチック容器の製品基準に関する作業部会(TWG-0004)の取組み

プラスチック容器の作業部会（TWG-0004）の活動概要を表 8.2.9に示す。

表 8.2.9 プラスチック容器の作業部会（TWG-0004）の活動概要

	日付	活動内容
1	2003年2月11日	- プラスチック容器作業部会（TWG）の設置 - メンバーの選定
2	2003年3月5日	- パイロット・プロジェクトの概要説明とエコラベル・プログラム事務局設置の経緯、活動内容報告 - プラスチック容器生産工程の説明 - ポリエチレン容器の基準検討を決定
3	2003年4月3日	- ポリエチレン容器の製品基準案の説明と審議 - ポリエチレン容器のカテゴリー別製品分類の決定と一般的な基準に関する審議
4	2003年4月30日	ポリエチレン容器製品基準案の審議
5	2003年5月23日	3社工場訪問: United Polyresins, Inc., Plastmann Industrial Corporation, H&E Manufacturing Corporation - 生産工程 - 視察
6	2003年8月19日	理事会による製品基準承認

TWG-0004 の議事録は、Annex8.12に示されている。

工場訪問：

3社の工場訪問により、作業部会のメンバーは、ポリエチレン容器とポリプロピレン容器は同じ生産工程である事を理解した。唯一の違いは、使用されている材料である。ポリエチレンとポリプロピレンのTWGは統一すべきであると、今回の工場訪問に参加したTWGメンバーで一致した。工場内リサイクルはほんの10%足らずであったが、生産工程で生じるスクラップ量はたいした量ではなく、問題は、消費者の廃棄方法にあることが判明した。

ポリエチレン素材へのリサイクル材料の配合は、工場から発生する廃棄物の量に著しく影響を及ぼすことはないという現状を事務局は考慮すべきであることが判明した。さらに、全てのスクラップは、転売されている。問題は、主に消費者の廃棄方法にあることが判明した。生産者側からもプラスチック容器に関する適切は処分方法について、消費者に対して広範囲な意識向上プログラムを実施すべきであるとの要請があった。

この工場訪問での議論を踏まえて、ポリエチレン容器及びポリプロピレン容器の製品基準（Annex8.13参照）を作成し、2003年8月19日に理事会に承認された。

8.2.10 意識啓発活動

(1) エコラベル・プログラム発足式

1) 発足式開催の目的

国家エコラベル・プログラム（グリーン・チョイス・フィリピン）の発足をフィリピン国内に広く公表すること、フィリピンで初めてのエコレベル認定製品であるACS Manufacturing Corporation製造のプライド洗剤パウダーとバーの認定式を行うことを目的に開催された。

2) 開催場所と日時

場所：インター・コンチネンタルホテルのボールルーム

日時：2003年3月10日

3) プログラム

表 8.2.10に発足式のプログラムを示す。

表 8.2.10 発足式プログラム

時刻	活動内容
16:30	登録開始
17:00	アロヨ大統領到着
ISO 14024 タイプ I フィリピン国のエコラベル・プログラムについて Jesus L. Motoomull（エコラベル理事会会長、貿易工業省製品基準局 局長）	
エコラベル（グリーン・チョイス・フィリピン）の製品認定式	
今後のグリーン・チョイス・フィリピンの展望 Amelita M.Ramaos（前大統領夫人）、クリーン&グリーン基金理事長	
Special Presentation	

産業界、政府機関、NGO、メディアから225名の参加があった。アロヨ大統領の到着後、エコラベル理事会長であり貿易工業省製品基準局の局長、モトムル氏によるエコラベル・プログラムの概要説明がなされ、フィリピン国のエコラベル・プログラムは、グリーン・チョイス・フィリピンの名称であること並びにプログラムの認証シールであるグリーン・チョイス・ロゴが発表された。その後ラモス前大統領夫人（クリーン&グリーン基金理事長）より、政府に対してプログラム実施を基金に委任した事に関する感謝と、今後も政府と連携して基金は、クリーナー&グリーン社会を推進していく旨の決意が表された。

ラモス前大統領夫人のスピーチの後、発足式のハイライトである、ACS Manufacturing Corporationが製造しているPride洗濯洗剤バーとパウダー製品への、アロヨ大統領よりフィリピン国初のグリーン・チョイス・ロゴ授与式が始まった。

プログラム終了後続いて、アロヨ大統領、ラモス前大統領と夫人、ゴズン環境天然資源省大臣、クリストバル次官、中垣JICAフィリピン事務所長などによるカクテル・パーティーとなった。

4) 記者会見

発足式開始前に、会場であるインター・コンチネンタルホテルにて一対一のインタビューが行われた。エコラベル理事会会長モトムル氏、JICAフィリピン事務所副所長小原氏、グリーン・チョイス・フィリピン事務局であるクリーン&グリーン基金のイメルダ女史に対してインタビューが行われた。JICAエンパワー調査のパイロット・プロジェクトの一環としてJICA支援によりエコラベル・パイロットプログラムが実施されたこと、エンパワー調査の概要説明がなされた。

5) プレス・リリース

アロヨ大統領の発足式への参列の効果もあり、フィリピン国内の主な新聞社、テレビ並びにラジオ局が多く詰め掛け、グリーン・チョイス・フィリピンの目的、活動内容についてメディアに非常に多く取り上げられた。したがって、エコラベル・プログラムを広く国内に発表し、産業界並びに一般消費者のエコラベルに対する意識向上を図るという発足式開催の目的は達せられたと考えられる。

事務局が把握している範囲では、テレビで3局、ラジオでは5局にて取り上げられた。新聞では、フィリピンの主要な5つの新聞社に掲載され、また発足式後は、もっと多くのメディアに取り上げられた。プレス・リリースを表 8.2.11に取りまとめた。なお、発足式の模様並びにテレビやラジオによるインタビューなどの詳細情報はAnnex8.14に掲載されている。

表 8.2.11 グリーン・チョイス・フィリピン発足式に関するプレス・リリース

プレス	掲載日	掲載記事のタイトル
The Philippine Star	2003年3月9日	Gov't to Launch National Ecolabelling Program
Business World	2003年3月10日	Ecolabelling Program to be Introduced
Manila Bulletin	2003年3月13日	Ecolabelling now in Effect
Manila Bulletin	2003年3月16日	Photo Release (Ecolabelling Program)
Malaya	2003年3月20日	Ecolabelling of Products Seeks Consumer Support
Business World	2003年3月21日	New Labelling Logo to Watch
Business World	2003年3月24日	Industry Players' Support for Ecolabelling Program Urged



中垣JICAフィリピン事務所長、貿易工業省次官クリストバル氏、UDNPのジョーンズ氏、アロヨ大統領、ラモス前大統領夫人（左から）



アロヨ大統領よりACS Manufacturing (Pride Detergent)にグリーン・チョイス・ロゴを授与



アロヨ大統領よりACS Manufacturing (Pride Detergent)にグリーン・チョイス・ロゴ を授与

(2) ロビー活動

政府機関によるグリーン購入は、エコラベル・プログラムを支援し、製品納品業者のグリーン・チョイス・フィリピンへの申請を後押しするものである。したがって、ELP事務局は、政府機関並びにその関係機関によるグリーン購入を促進させることを目的に、大統領令（Executive Order）（案）を作成し、ロビー活動を現在行っており、すでにマラカニアン（大統領府）に提出されている。Annex8.15に大統領令（案）を示す。

(3) 家庭用電池とプラスチック容器の製品基準に関するセミナー

2003年8月19日の理事会承認を受け、関連産業界、消費者団体など関係主体及びメディアを対象に、8月28日に家庭用電池とプラスチック容器に関する製品基準についてセミナー（詳細はAnnex8.16参照）を開催した。

主に容器製造業からの出席者が多かったが、製品基準内容よりエコラベル・プログラムの目的、内容、製品の申請方法に関心が集まった。出席者からのプログラムに対し下記のコメントが出された。

- 技術面（基準内容）は4半期ごとに見直すべきである。
- 環境グループ、産業グループのフォーラムを実施すべきである。

(4) グリーン・チョイス・フィリピンの意識向上活動の成果

セミナー出席者及びリーフレット送付者は約1,500人に達し、エコラベル発足式及び環境展（10章参照）の開催、それに伴うマスメディアの報道により消費者と産業界にグリーン・チョイス・フィリピンの認知度が高まったといえる。

8.3 グリーン購入パイロット・プロジェクト

8.3.1 グリーン購入パイロット・プロジェクトの実施体制

BOIによるグリーン購入基本方針の策定を支援するために、実施体制を設置した。メンバーは関係主体から構成され、表 8.3.1に各メンバーの役割を示す。グリーン購入パイロット・プロジェクトの実施主体はBOI、その他BPS/DTI、EMB/DENR、LLDA、PEZA、C&GFといった関係主体がBOIを支援し、JICAは技術及び資金援助を行った。

表 8.3.1 実施体制

主体	役割
C&GF（クリーン＆グリーン基金）	➤ ワークショップの準備（エコラベル・グリーン購入パイロット・プロジェクト運営委員会事務局）
BOI/DTI（貿易工業省投資委員会）	➤ グリーン購入基本方針の作成と採択 ➤ グリーン購入に関する各政府機関との連携 ➤ グリーン購入に関する意識啓発セミナーの開催 ➤ ISO14001 認証の取得に必要な書類の作成
BPS/DTI（貿易工業省製品基準局）	➤ BOIのグリーン購入基本方針に関する協議
EMB/DENR（環境天然資源省環境局）	➤ グリーン購入に関する意識啓発セミナーの開催の支援 ➤ グリーン購入に関する各政府機関との連携
LLDA（ラグナ湖開発庁）	➤ グリーン購入に関する意識啓発セミナーの開催の支援 ➤ BOIのグリーン購入基本方針に関する協議
PEZA（フィリピン経済区庁）	➤ グリーン購入基本方針への支援 ➤ BOIのグリーン購入基本方針に関する協議
EMPOWER（JICA調査団）	➤ ワークショップの準備 ➤ グリーン購入法に関する他国事例収集とBOIのISO14001 認証取得に必要な書類作成に対する資金及び技術的支援
エンパワー運営委員会	➤ 本パイロット・プロジェクトに関する計画の確認 ➤ 本パイロット・プロジェクトのモニタリングと評価

エコラベル・プログラム・パイロット・プロジェクトとグリーン購入パイロット・プロジェクトは内容的に補完性が強いことから、運営委員会を合同とし、調査実施内

容やワークショップ・セミナーの開催計画などを検討・評価することとした。BOIは、産業政策局環境課（Environmental Matters Division of the Office for Industrial Policy）を通じて作業部会（TWG）を設置し、基本方針の策定及びグリーン購入実施のためのアクション・プランを作成することとした。

作業部会（Technical Working Group：TWG）のメンバー構成

TWGは、実施主体であるBOIの主要4グループと、調達物資についての勧告責任がある入札審査委員会（Bids and Awards Committee：BAC）、特別プログラム実施により各自で調達条件を作成しなければならないBOIの関連ユニットから構成されている。表 8.3.2にTWGの構成を示す。

表 8.3.2 作業部会（TWG）の構成

BOI内の部局	
1	Industry Development Group (IDG)
2	Project Assessment Group (PAG)
3	Technical Service Group (TSG)
4	Investment Promotions Group (IPG)
5	Administration Department (particularly Logistics)-serves as the chairman
6	Office for Industrial Policy/Environmental Matters Division-serves as the secretariat and co-chairman
7	BOI Bids and Awards Committee (BAC)
8	Technology Management Department (TMD)
9	特別プロジェクト実施者(Revenue Streams units within IDG such as Marine Products, Electronics and ICT, Motor Vehicles and Special Projects Division of the IPG)

その他、エコラベル・プログラム事務局であるC&GFとJICA調査団が雇用した民間経営コンサルタント会社のSAGIPが情報提供者としてTWGに参加した。

8.3.2 パイロット・プロジェクト実施内容

(1) 実施内容

グリーン購入パイロット・プロジェクトは、BOI自身のグリーン購入基本方針(GPP)の策定と、GPPの意義を普及しBOIに続いて政府機関、政府関係機関によるGPP導入の促進を目的としている。エンパワー調査においてBOIがGPPを採択するように下記の項目を実施することとした。

- 1) グリーン購入法の他国事例の収集と分析
- 2) エコラベル事務局を対象にグリーン購入法に関するワークショップの開催
- 3) BOIのグリーン購入基本方針の作成と採択
- 4) 政府機関並びに納品業者に対するグリーン購入法に関するセミナーの開催

表 8.3.3に調査の実施スケジュールを示す。

表 8.3.3 実施スケジュール

	活動内容
2002年 12月	➤ BOI内部にグリーン購入法作成のための作業部会を設置 ➤ グリーン購入法の他国事例の収集と分析 ➤ エコラベル並びにグリーン購入法に関するワークショップの開催 ➤ グリーン購入基本方針（案）の作成
2003年 1月	➤ グリーン購入基本方針（案）に関する協議 ➤ グリーン購入に関する意識向上に関する活動計画の作成（セミナー開催、公表方法など）
2003年 2月	➤ グリーン購入基本方針（案）に関する協議 ➤ BOIのグリーン購入基本方針の採択と公示
2003年 3月	➤ BOIのグリーン購入基本方針実施のためのアクション・プラン（案）の作成と協議
2003年 6月	➤ エコラベル並びにグリーン購入法に関するセミナー開催 ➤ 産業環境マネジメント展におけるグリーン購入基本方針の展示発表 ➤ BOIによるグリーン購入の実施 ➤ アクション・プランの作成
2003年 7月～8 月	➤ BOI理事会によるアクション・プランの承認

(2) TWGの取組み

TWGは、グリーン購入基本方針とそのアクション・プランを作成するために約6ヶ月間活動を行った。TWGの主な活動概要を表 8.3.4に記す。

表 8.3.4 作業部会の活動

日付	内容
第一回 2002年12月9日	➤ エンパワー調査の概要 ➤ 作業部会の設置 ➤ 本パイロット・プロジェクトの実施内容の確認 ➤ TWGの役割の確認
第二回 2003年1月27日	➤ グリーン購入法に関する概要説明 ➤ マネジメント委員会による作業部会設置の承認 ➤ グリーン購入法他国事例 (Annex 6.18)
第三回 2003年2月10日	➤ BOIのグリーン購入基本方針（案）の協議
第四回 2003年2月24日	➤ BOIのグリーン購入基本方針採択のためのステップの確認 ➤ 基本方針（案）の協議 ➤ グリーン購入の目標製品の協議

日付	内容
第五回 2003年3月31日	➤ マネジメント委員会によるグリーン購入基本方針承認の告示 ➤ BOIグリーン購入基本方針のアクション・プラン（案）の作成と協議
第六回 2003年4月28日	➤ アクション・プラン作成
2003年5月30日	➤ アクション・プランをBOI理事会に提出

8.3.3 BOI のグリーン購入基本方針

グリーン購入基本方針（第二案）が2003年2月24日のTWG会議で協議され、BOIの法務部がGPPを法文化することとなった。アクション・プランに記載すべきグリーン購入対象カテゴリーあるいは製品を選定する参考資料として、総務部より、最近調達された物品リストがメンバーへ配布された。リストをもとにまず最初に対象とすべきカテゴリーを下記と考えた。

- 1) 紙と紙製品
- 2) オフィス機器
- 3) クリーニング用品
- 4) 照明機器
- 5) オフィス家具
- 6) コンピュータ

BOIのグリーン購入基本方針は、2003年3月11日にマネジメント委員会に承認され、Office Order No.04 Series of 2003（Annex8.17参照）として施行された。

以下に採択されたグリーン購入基本方針の概要を示す。

基本方針声明

1. BOI職員は、従来の調達条件（価格、性能、有効性、安全性）に加え、環境上望ましい製品の購入を増やすことにより、環境負荷の削減を図る。
2. 調達計画と調達決定プロセスにおいて、可能な限り早期段階で環境要因を配慮するようにする。
3. 環境上望ましい製品の購入責任は、BOI職員、特に調達過程に関わる職員が共通して負うものとする。
4. 環境上望ましい製品の購入は、環境にやさしい製品を製造する産業活動を促進させるとともに、廃棄物最小化、公害防止、リサイクルに関する政府が実施しているプログラムを支援するものであり、BOIのコミットメントを表したものである。

目的

1. 環境上好ましい製品とサービスの購入を増進させること
2. 環境上好ましいという条件を通常の調達条件に組み入れる最善方法を検証するために、パイロット製品を選定すること。

3. エコラベル製品といった環境にやさしいと認識できる製品がある場合は、優先的に調達すること。
4. BOIの各部局のグリーン調達を促進させるために、調達実績を審査し表彰するなどのインセンティブを設けること。また同様に環境にやさしい製品の製造業者に対してもインセンティブを与えること。
5. 環境保護、国家の天然資源の保存における政府が果たすべき役割を認識し、貿易工業省の他の部局や付属機関に対してグリーン購入方針の導入を促進させること。

8.3.4 BOIグリーン購入基本方針のアクション・プラン

BOIグリーン基本方針では、作業部会（TWG）は、理事会の採択後60日以内に実行に移すためのアクション・プランを作成することと指示している。TWGは、基本方針にて言及されているパイロット製品の選定と購入実施に関して検討を行った。

TWGは、2003年2月24日に開かれた会議でターゲット製品を設定した。グリーン購入基本方針を実施するにあたり、まず手始めとして下記の製品を購入することとなった。

- 紙類：ティッシュ・ペーパー、トイレットペーパー、印刷用紙、フォルダ、封筒
- サインペン
- オフィス機器（コンピュータ）
- トナーインク

TWGは、2003年3月31日第5回会議での議論、コメントを考慮して、2003年4月28日にアクション・プラン（案）を完成させた。グリーン基本方針を実施するためのアクション・プランは、2003年5月27日にマネジメント委員会によって承認され採択された。そして2003年5月30日、理事会によってアクション・プランが批准された。

アクション・プランの要点を下記に示す（オリジナルは、Annex8.18を参照）。

アクション・プランの目的

1. 政府機関の通常の調達過程に関係する法や施行規則を考慮しながら、グリーン購入製品の選定基準や優先製品を明らかにすることにより、環境上好ましい製品の購入と使用に関する仕組みと最小限の必要条件を規定すること。
2. エネルギー・資源保存とリサイクルを通じて、資源の有効活用を促進すること。
3. 環境保全型の製品・サービスを生産する国内産業を後押しすること。
4. 政府のコスト削減努力を支援すること。

対象品目

一般的に購入されている下記製品をまずグリーン購入対象カテゴリー及び品目とする。

1. 紙類

- a. 印刷用紙
 - b. ティッシュ・ペーパー、トイレットペーパー
 - c. フォルダ、封筒
2. ペン
 3. 電子機器：コンピュータ、コピー機、ファックス機

毎年BOIグリーン購入基本方針のTWGによって見直され、対象品目の追加などが行われる。調達製品の選定基準は以下のように定められた。

調達製品の選定基準

1. 一般政策として行政機関による調達は、共和国法9198（改正行政命令No.40）によって規定されており、価格競争入札が基本的な考え方である。しかしBOIのグリーン購入方針において、製品・サービスによる健康や安全と同じく環境への影響も可能なかぎり価格に考慮して、価格競争入札すべきである。
2. BOIは、調達決定を製品のライフ・サイクル上の貨幣価値原則に基づかせ、下記の適用可能な環境的側面をもとに環境にやさしい製品・サービスを優先購入することとする。
 - リサイクル材料が多く使用されている
 - 廃棄されにくい（リサイクルされ易い）
 - バージン材料の利用を抑えている
 - リサイクルあるいはリユース可能な製品
 - エネルギーの効率性がよい
 - メンテナンスの必要性が低い
 - 環境にやさしい材料の使用
 - 最終処分方法
3. 適用可能な場合は各部局は調達にあたって、上記の環境側面を踏まえて技術仕様書を作成する。

8.3.5 BOIグリーン購入基本方針の実施と促進

(1) グリーン購入基本方針の実行方法

BOI理事会の批准後、総務部（Logistic Division）は通常の調達過程に環境的側面を取り入れ、グリーン購入を実施する。BOIの通常の調達は下記の工程で行われる。

ステップ1：Logistic Divisionは、製品購入の仕様書を作成する。（グリーン購入可能な場合は常に、環境上好ましい製品・サービスが優先されると仕様書に記載される。）

ステップ2：通常の公示方法（新聞掲載）で、入札条件などを公示する。

ステップ 3 : Department of Budget and Management(DBM)によって作成された納品業者リストに基づいて、競争入札が行われる。

ステップ 4 : Logistic Divisionによって作成された規格、仕様基準に基づいて、BAC¹ (Bids and Award Committee : 入札審査委員会) が入札審査を行い、マネジメント委員会に対して結果を勧告する。

(2) インセンティブと表彰プログラム

グリーン調達を促進するために表彰プログラムを設置するようグリーン購入基本方針に明記されている。TWGは、表彰プログラムの実施に対し、今年度（2003年度）の予算から拠出可能かどうか実施プラン案を作成する。

(3) 監視と情報公開

Logistic DivisionがBOIのグリーン購入実施の監視責任を負う。グリーン購入実施及びその他関連状況は、Environmental Management Corner(仮称)のBOIウェブ・サイトに公表予定である。

8.4 BOIのISO14001 認証取得

産業界によるIEM（産業環境マネジメント：Industrial Environmental Management）の実践を効果的に促進させるためには、まずBOIがグリーン購入方針の策定とISO14001認証といった環境マネジメントシステムの導入を通じて能力強化を図ることが必要である。本パイロット・プロジェクトを通じて、JICAはISO14001認証取得に必要な書類作成の支援をBOIに対して行った。

8.4.1 ISO14001 認証取得条件

ISO14001は、環境マネジメントシステム（EMS）の要求事項を特定するものである。EMSは総合的な経営システムの一つの手段である。重要な環境影響に関する情報、法律で定められた要件を考慮して、組織が政策や目標を設定できるように、総合的経営システムには、環境政策の調査、履行、達成、再検討、維持するために必要な組織構造、企画立案、責務、措置、手続き、プロセス及び資源（人的）が含まれる。

EMSの導入及びISO14001申請に必要な条件は、1) EMS実行に対する経営者のイニシアティブ、2) EMSを導入するための焦点となり改善すべき領域を評価する初歩的な環境レビューの実施、3) EMSマニュアルとプロシージャ（手続き）の作成。これは、2つのEMSドキュメント（EMS Elemental Procedures ManualとOperational Control Procedures Manual）のこと。4) EMSドキュメントの項目と手続きが実行されているかの証明レポートの作成、5) 内部環境監査の実施、そしてISO認証機関への申請となる。

EMSマニュアル作成の必要事項を下記に示す。

¹ BACは、TWGのメンバーでもあり、さらにTWG事務局とco-chairmanを担っている。Office for Industrial Policy/Environmental Matters Divisionは、BACのメンバーである。

(1) EMS Manual

EMS manualは、少なくとも下記内容が記述されていなければならない。

1. 環境政策
2. 現在のあるいは潜在的に重大な環境影響をもたらすと思われる生産活動、製品・サービスにおける環境上の問題に関する認識及び評価
3. 法律とその他要求事項に関する情報入手方法と、確認手段の整備
4. 環境上の問題の認識と環境影響評価の結果を受け、環境政策との整合性があるEMSの目的、目標、プログラムの作成
5. 環境マネジメント・プログラムに関する確認、準備、レビュー
6. EMSの実行及び管理に必要な資源（人的・資金的）の用意。資源は、人的資源、専門技術、技術、資金などを含む。企業のトップは、EMS実行のための専任スタッフを指名しなければならない。
7. スタッフのトレーニング計画
8. EMS導入における重要事項に関する内部及び外部情報交換の手順の確立
9. EMSに必要な書類管理に関する手続き
10. operational control proceduresの作成と管理
11. 緊急対策の構築と整備
12. 監視と測定方法の構築と整備
13. チェック及び予防策に係る手続きの構築と整備
14. 記録及び記録保持に関する手続きの構築と整備
15. 監査計画と手続きの構築と整備
16. 経営レビュー

(2) EMS Elemental Procedures Manual

EMS Elemental Procedures Manual は、最低限下記の初歩的な手順に関する記述が必要である。

1. 環境側面と影響に関する認識手順（Identification of Environmental Aspects and Impacts Procedures）
2. 通信手順（Communication Procedures）
3. 書類管理手順（Document Control Procedures）
4. 法的あるいはその他の要求条件手順（Legal & Other Requirement Procedures）
5. 内部環境監査計画とその手順（Internal Environmental Audit Plans and Procedures）

6. 認識及び能力訓練手順 (Training Awareness and Competence Procedure)
7. 業務管理手順 (Operational Control Procedures)
8. 緊急事態対応手順 (Emergency Preparedness and Response Procedures)
9. 監視及び測定手順 (Monitoring and Measurement Procedures)
10. 是正及び予防措置手順 (Corrective and Preventive Actions Procedures)
11. 記録手順 (Recordkeeping Procedures)
12. 監査計画とその手順 (Audit Plans and Procedures)

(3) Operational Control Procedures (OCP) Manualの作成

OCPマニュアルは、EMSの目的と目標に明確にされている環境的側面に左右される。したがって、単純に項目を挙げることはできない。

8.4.2 BOIにおける環境マネジメントシステム

(1) パイロット・プロジェクト開始前のEMS導入状況

BOIは、DTIの附属機関で、フィリピン国の総括的な投資情報を提供することを目的に共和国法5186のもと設立された。

2000年に国連開発計画の持続可能な環境のための国際イニシアティブプログラム (Industrial Initiatives for Sustainable Environment (IISE) Program) が、BOIのISO14001取得に対して、資金援助及びISOに関するセミナーの開催を実施した。この資金援助は、同様に環境天然資源省環境局 (EMB/DENR) にも行われた。IISEが予定より1年早く終了したことにより、BOIのEMS導入準備は、完成せずに中断した。IISEプロジェクトのもと、EMS Elemental Procedures Manual、Operations Control Procedures Manual案が作成された。また、環境管理代表者 (Environmental Management Representative :EMR) としてBOIの環境ユニットのトップを責任者としてEMSコア委員会が設置された。

(2) 本パイロット・プロジェクトにおけるISO14001取得活動

JICAがグリーン購入基本方針パイロット・プロジェクトのサブ・コンポーネントとしてBOIによるISO14001認証の取得支援を決定した後、2003年1月9日、BOI理事会は、前EMRのリーダーシップのもと、休止状態であったEMS技術委員会 (EMS Technical Committees) を再開することを決定した。EMR及びEMS技術委員会を支援するため、環境ユニットの新たなトップ (現Environmental Matters Division-Office for Industrial Policy) がEMSコア・チーム・リーダーとして任命された (図 8.4.1参照)。さらに、JICAの資金により、民間コンサルタント会社が雇用され、BOIがISO14001認証の取得申請に必要な書類作成を支援することとなった。

BOIによるISO認証を取得するための取組みとスケジュールを下記に示す。

表 8.4.1 実施スケジュール

実施内容	実施日
1. ISO14001に関する勉強会	2003年2月
2. 既存のEMS Manualの再検討と改訂作業	2003年2月
3. EMS Elemental Proceduresマニュアルの改訂作業	2003年2月
4. Operation Control Proceduresの作成	2003年3月
5. Document Control and Recordkeeping Proceduresの作成	2003年3月
7. EMSのテスト・ランの結果収集	2003年3月
8. EMSテストラン結果のギャップ分析	2003年4月
9. ISO 14001申請に必要な書類作成	2003年4月

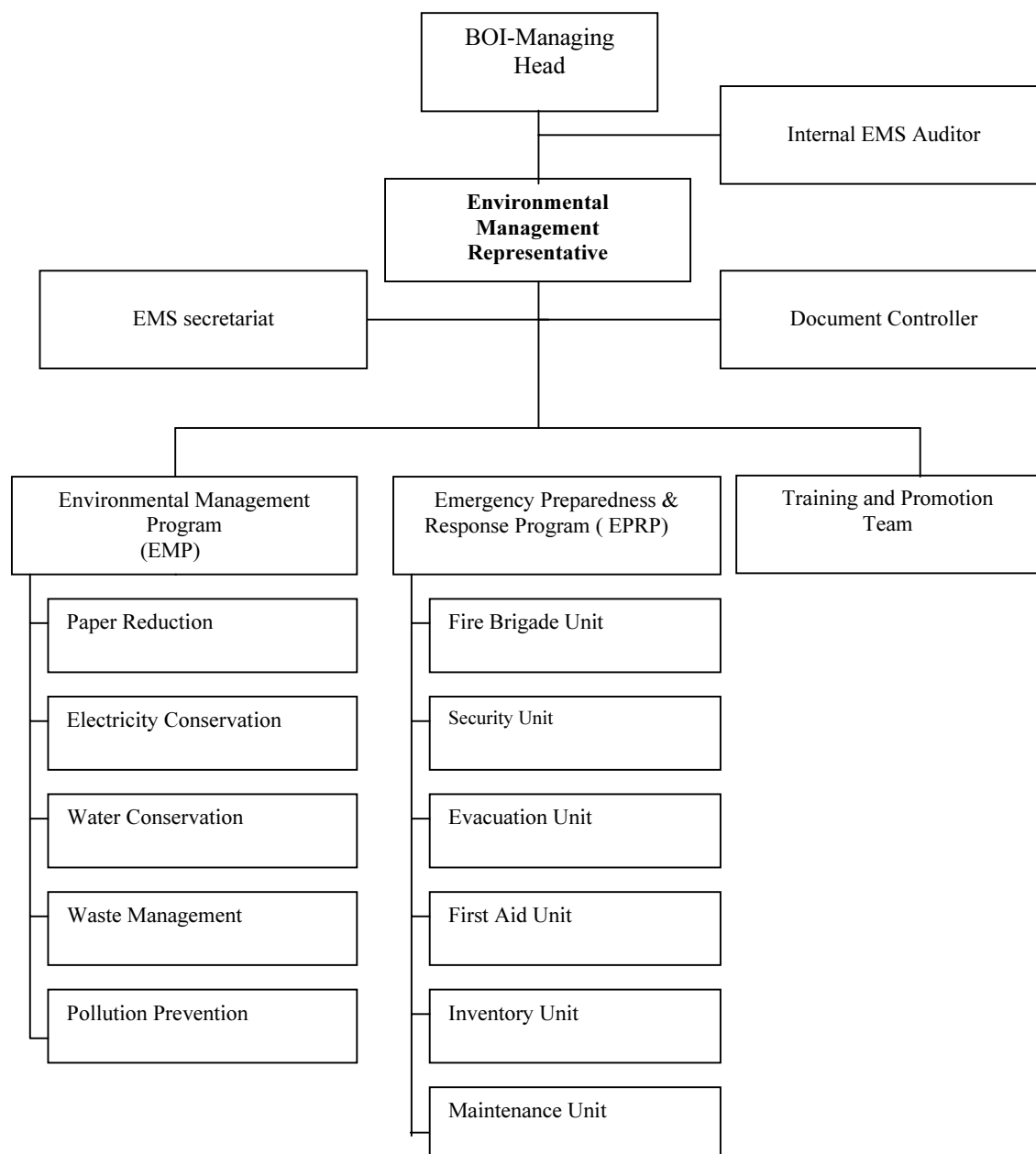


図 8.4.1 EMS実施体制

8.4.3 BOI 作業部会 (Technical Working Group:TWG)

BOIのTWGは、5回開催され、ISO取得に関し様々な意見交換、議論を行った。TWGの活動（詳細は、Annex8.19参照）を表 8.4.2にまとめた。

表 8.4.2 作業部会活動概要

	日付	内容
1	2003 年 2 月 14 日	➤ 本パイロットプロジェクトの概要 ➤ 作業部会の設置 ➤ BOI ISO 14001 のギャップ分析
2	2003 年 2 月 21 日	➤ 前 EMS コア委員会によって作成された EMS 書類の検討
3	2003 年 3 月 5 日	➤ Operation Control Procedures の検討
4	2003 年 3 月 17 日	➤ 前コア委員会作成の EMS マニュアルの検討と改訂作業
5	2003 年 5 月 5 日	➤ 文書管理及び記録管理プロシージャに関する検討と作成

第1回会議では、2003年1月9日理事会の決定によりEMS技術委員会の活動が再開されることを受けて、IISEプロジェクトのEMS技術委員会のメンバーが召集された。しかし2001年11月の組織再編成により、メンバーの多くが移動またはBOIを退職していたため、新たにメンバーの選定を行うこととした。

BOIの準備書類状況と実際に必要な項目とのギャップ分析がなされ、IISEプログラムでは、EMS Elemental Procedures Manualしか作成していないことが判明した。まずEMSマニュアルを作成することを決定した。

JICAは、ISO14001認証の申請に必要な書類をBOIが準備することを支援し、それ以外のプレアセスメント、ISO14001審査（first stage）など実際の申請に伴う活動及び必要資金はJICA支援対象外であることを確認した。

第2回会議で作業部会メンバーが確定していない、もしくは各部局の協力を得られないというBOI内部の問題が明らかになり、EMRが再度、各部局に対して協力要請及びTWGへの出席を要請した。

IISEプロジェクトで作成されたEMS Elemental Procedures Manualの検討と改訂作業を行った。

第3回会議では、引き続きEMS Elemental Procedures Manualの改訂作業と、EMSマニュアルの検討を行った。

第4回会議では、EMS Manualは、Elemental ProceduresとOperation Control Procedures Manualの基本資料となるものである。第3回でのコメントを受けて、EMSマニュアルの作成を行った。

第5回会議は、実施スケジュールに示されているとおり、書類管理及び記録管理手順に関する検討を行った。Operation Control Proceduresの中で環境マネジメント・プログラム（Environmental Management Program：EMP）として下記の5つを実施することをEMSコア委員会が決定した。

- 1) 節紙 (paper conservation)
- 2) 節電 (electricity conservation)

- 3) 節水 (water conservation)
- 4) 公害防止 (pollution prevention)
- 5) 廃棄物管理 (waste management)

なお、Elemental Procedures Manual: Document Control and Record Control Proceduresの修正版をAnnex8.21にOperation Control Procedures ManualをAnnex8.21に示す。

8.4.4 BOIのISO14001取得準備状況と今後の課題

本調査の進捗状況は、2ヶ月以上遅れている。表 8.4.3に示されているように未だ着手していない調査内容もある。下表にある作成予定のドキュメントは、BOI内のデータ不足のため着手できない状況である。

表 8.4.3 実施項目の進捗状況

実施項目	予定	完了日
1. ISO14001に関する勉強会	2003年1月第4週～ 2月第1週	2003年2月1日
2. 既存のEMS Manualの再検討 と改訂作業	2月第2週	2003年3月17日
3. EMS Manualの改訂作業	2月第3週	2003年3月17日
4. Elemental Procedures Manualの 改訂作業	2月第3週～第4週	2003年2月21日
5. Operation Control Proceduresの 作成	3月第1週	2003年3月5日
6. Document Control and Recordkeeping Proceduresの作成	3月第2週～第3週	2003年5月5日
7. EMSのテスト・ランの結果収集	3月第4週～4月第1週	実施未定
8. EMSテストラン結果のギャッ プ分析とEMS修正作業	4月第1週～第2週	実施未定
9. ISO 14001申請準備	4月第2週	実施未定

現時点において、5つのEMP(Environmental Management Program)のOperation Control Procedures (OCP) 書類がすでに準備されているが、BOIのEMSはまだ実施に至っていない。さらにEMSに記載されているOTP (Objectives, Targets and Program) に準拠しているか検討するベースラインデータとして使用されるStatus Report Form (SRF)とPerformance Report Form (PRF)の要約レポート (Annex8.22と8.23参照) を作成し、EMRに提出しなければならないのだが、EMSが行われていないため、データの収集ができないのが現状である。また現在一時的に、各EMPのチーム・リーダーではなく、OIP-EU (Office for Industrial Policy-Environment Unit) が2003年1月から、SRF、PRFの作成に必要なデータである、各EMP対象 (電気料金、水道料金、紙類の購入) に関する月々のデータを収集している。

マニュアルの作成が完了したにもかかわらず、BOIによるStatus Report及びPerformance Reportの準備ができず、準備の遅れが大幅に生じた。作業部会 (TWG) 立ち上げ当初から、Environmental Division Matter, Office for Industrial Policy以外の部署の積極的な協力を得つつ進めることが困難であった。

取得に関する作業部会や委員会への協力をしないメンバーのため、TWGの作業継続は困難である状況が発生した。これに対し、EMRと次官の指示により、TWGの活動が遅ればせながら軌道に乗り、マニュアルを完成することができた。

マニュアル完成後は、ISO取得準備に不可欠なEMSの実施となる予定であるが、部内の完全な合意がなされておらず、実施時期は未定となっている。

BOIは、2003年度予算では、ISO14001認証への申請に必要な資金配分がなされていないために、本パイロット・プロジェクト終了後、すぐに申請できないが、技術委員会（TC）のメンバーが、各EMPのOCPに基づいて割り当てられた作業を着手すれば、BOIはいつでもEMS実施が可能であるとしている。実施可能かどうかはBOIにおける次官及び理事会の意思決定の問題である。

8.5 エコラベル・グリーン購入パイロット・プロジェクトのまとめ

8.5.1 パイロット・プロジェクトの実施を通じた関係主体の能力強化

本パイロット・プロジェクトは、その実施をとおして関係主体の能力を強化することを目的としていた。2002年11月から2003年8月までの間に、能力強化がされたと考えられる関係主体とその内容を表 8.5.1及び表 8.5.2に整理する。

表 8.5.1 エコラベル・パイロット・プロジェクトによる能力強化

対象	エンパワメントの内容	エンパワメントの手段
ELP事務局	エコラベル・プログラムの運営に必要な手続き事項を習得し、手続きの標準化を行うことができた（オペレーション・マニュアル、書類書式、認証ガイドラインの作成）。	日本エコマーク事務局長による指導
	エコラベル・プログラムの発足及び認証対象製品基準を産業界、消費者に伝えることができた。	エコラベル発足イベント、環境展、セミナー、プレス・リリース
ELP技術ワーキンググループ	最初の製品基準（洗濯洗剤、ティッシュ・ペーパー）として必要な事項を習得することができた。	日本エコマーク事務局長によるアドバイス
エコラベル認証製品製造業者（潜在的製造業者を含む）	環境に配慮した製品であることを公式に市場に発信できるエコラベルが利用可能になった。	エコラベル・プログラムの発足

表 8.5.2 グリーン購入パイロット・プロジェクトによる能力強化

対象	エンパワメントの内容	エンパワメントの手段
BOI	BOIのグリーン購入方針、実施のためのアクション・プランを作成し、他省庁のモデルとなると同時に、環境負荷の少ない製品開発を促すシグナルを市場に送った。	セミナー、コンサルタントによる情報収集、調査団によるアドバイス
	BOIのグリーン購入方針を、他省庁、物品納入業者に伝えることができた。	セミナー、環境展の開催

対象	エンパワメントの内容	エンパワメントの手段
BOIのEMS Core Committee	ISO14001取得のために必要な書類及びアクションを認識した。	BOI内部セミナー、コンサルトによるアドバイス

8.5.2 パイロット・プロジェクトの評価

(1) パイロット・プロジェクトの実績

本パイロット・プロジェクトはPDMを用いて進行管理を行ったが、パイロット・プロジェクトがほぼ終了した2003年8月に、パイロット・プロジェクト運営委員会において、PDMで設定した指標を用いて成果の達成度を確認した。エコラベルについては、ガイドライン、家庭用電池とプラスチック容器の製品基準は、ELP理事会での承認を得る前であったが、承認されることはほぼ確実ということで、当初想定した成果はほぼ達成されたことを確認した。一方、グリーン購入及びBOIのISO14001取得準備については、グリーン購入方針とアクション・プランの作成は完了したものの、ISO14001の関連文書は用意できたが環境マネジメントシステムの実行がまだ始まっておらず、プロジェクト終了時までにISO14001の申請に必要な準備が整わなかった（表 8.5.3参照）。BOIは2004年3月までにEMSの実施に向けて内部調整をする予定である。

表 8.5.3 エコラベル及びグリーン購入パイロット・プロジェクトの実績

プロジェクト要約	指標	実績	外部条件	外部条件の現状
上位目標 環境負荷の少ない製品の開発とマーケティングが促進される。	2005年7月までにエコラベル認証商品の販売額が10%増加する。	現時点では入手不可能	エコラベル・プログラムが自立的に継続している。	現時点では資金面での自立は出来ていない。
プロジェクト目標 1. エコラベル・プログラムが確立される。 2. グリーン購入方針の作成と採択が促進される。	1. 2003年6月までにエコラベル・プログラムの開始が宣言される。 2. 2004年6月までにBOI以外の政府機関が最低一ヶ所グリーン購入方針を採択する。	1. 2003年3月に発足式を開催。 2. 現時点では判断不可能。	消費者の環境意識が高く、エコラベル商品を選好する。	現時点では判断不可能。
成果 1. エコラベル・プログラムの確立に係る戦略計画が採択される。 2. 2種類の製品カテゴリについて製品基準が採択される。 3. エコラベル認証のための申請手続きが確立する。 4. 最初のエコラベル製品が認証される。 5. 消費者と産業界のエコラベルの認知度が高まる。 6. BOIがグリーン購入	1. 2003年7月までにエコラベル・プログラムの確立に係る戦略計画がELP理事会で採択される。 2. 2003年8月までに2種類の製品基準がELP理事会で採択される。 3. 2003年7月までにオペレーションガイドラインが作成される。 4. 2003年3月までに最低一つのエコラベル製品が認証される。 5. 2003年7月までに、グリーン・チョイス・フィ	1. 2003年8月19日に戦略計画がELP理事会で採択された。 2. 2003年8月までに4種類の製品基準がELP理事会で採択された。 3. 2003年8月19日に、認証ガイドラインとオペレーション・マニュアルがELP理	BOIと他の政府機関がグリーン購入方針の採択に強い意欲を持っている。	BOIはグリーン購入方針を採択し、NEDAもその意向を持っている模様。

プロジェクト要約	指標	実績	外部条件	外部条件の現状
方針とアクション・プランを採択する。 7. BOIのISO14001認証の準備が整う。	リピンについての発表が行われる。セミナーへの参加とリーフレット受領者が1000人以上となる。 6. 2003年7月までにBOIがグリーン購入方針と目標を含むアクション・プランを採択する。 7. 2003年7月までにBOIのISO14001認証のために必要な文書の準備が整う。	事会で採択された。 4. 洗濯用洗剤が最初のエコラベル商品として2003年3月に認証された。 5. 2003年7月までにセミナー参加者とリーフレット送付者は延べ1500人となった。 6. BOIはグリーン購入方針とアクション・プランを採択した。 7. 2003年7月までにEMS文書は作成されたが、EMSが実行されておらず、ISO14001認証のために必要な文書は作成できなかった。		

(2) 評価のまとめ

プロジェクト実施中に作成したPDMに基づき、調査団が行った評価は以下のとおりである。

表 8.5.4 エコラベル・プログラム・パイロット・プロジェクトの評価

評価5項目	評価結果	根拠
効率性	高い	- 日本人専門家として現地に派遣されたエコラベル団員がELP事務局のニーズにあった指導を行った。 - エコラベル・プログラムの運営に必要な文書（エコラベルの確立のための戦略計画、オペレーション・マニュアル、認証ガイドライン、申請書式）が整い、ELP理事会で正式に採択された。 4つの製品基準がELP理事会で採択された。 - 最初のエコラベル製品が認証された。 - エコラベル発足式及び環境展の開催及びそれらに伴うマスメディアの報道、セミナーの開催、リーフレットの配布によって、消費者及び産業界のグリーン・チョイス・フィリピンの認知度が高まった。

評価5項目	評価結果	根拠
目標達成度	達成された	・ エコラベル・プログラムが確立された。
インパクト	正のインパクトがある	・ エコラベル発足式にはアロヨ大統領の出席が得られ、多くのマスメディアによって報道されたことから、グリーン・チョイス・フィリピンの周知度が増大した。 ・ ELP事務局が主体となって、政府機関のグリーン購入を義務付ける大統領令案のロビー活動を行っている。
妥当性	高い	・ エコラベル・プログラムの開始は、省庁間合意によって進められているものである。
自立発展性	やや高い	・ 本プロジェクトの実施中に、エコラベル事務局が、エコラベル・プログラムの運営に必要な文書を整え、4つの製品基準を採択した経験を積んでいる。 ・ 日本のエコマーク事務局からの支援関係が構築され、必要なアドバイスが得られるようになっている。 ・ エコマークの認証製品数が少なく、まだ財源的に自立できていない。

表 8.5.5 BOIのグリーン購入・ISO14001取得支援パイロット・プロジェクトの評価

評価5項目	評価結果	根拠
効率性	グリーン購入は高い ISO は低い	・ グリーン購入の他国事例に関する情報をスケジュールどおりに提供できた。 ・ BOIがグリーン購入方針及びアクション・プランを採択し、グリーン購入を開始している。 ・ ISO14001取得準備のためのBOIスタッフを対象としたトレーニングを開催しても参加者数が少なかった。 ・ EMS関連文書は整ったが、EMSはBOI内部で実施されていない。
目標達成度	現時点では、判断できない	・ BOI以外の政府機関におけるグリーン購入方針の採択については、時間をおいて評価する必要がある。
インパクト	正負のインパクトがある	・ NEDAがグリーン購入方針の採択に意欲をみせている。 ・ 一般的にグリーン購入の実施、ISO14001取得には追加的予算が必要となる。
妥当性	高い	・ RA9003に規定される政府のグリーン購入の推進と合致している。
自立発展性	グリーン購入は高い ISO は低い	・ BOIのグリーン購入方針及びアクション・プランは理事会で承認され、組織トップの理解が得られている。 ・ BOIスタッフのEMS実施に対する意欲が高まっている。 ・ BOI内でEMSが実施されておらず、具体的な活動が始まっていない。 ・ BOI内部でISO14001取得のための予算が確保されていない。

(3) 結論

エコラベル・プログラムの確立、BOIのグリーン購入方針採択については、各項目とも比較的高い評価となっている。これは、エコラベル・プログラムの事務局はC&GF、BOIのグリーン購入担当部署は総務部と、組織上の役割が明確に規定されており、それぞれのスタッフが積極的な取組みを見せたこと、適切な投入が行われたことによるものと考えられる。一方、BOIのISO14001取得準備については、EMSの検討は組織上の職務として規定されておらず、各部署の代表からなるEMSコア委員会のメンバーが固定されず、また参加率も低く、活動が予定通りに進まなかった。そのため、「各部署の長が部下のEMS委員会活動への参加に対して協力的である」ことの重要性を認識し、PDMの前提条件に追加したが、この点はプロジェクト実施前に確認しておくべきであった。

8.5.3 提言

(1) エコラベル認証商品の増大

エコラベル・プログラムの自立発展性を高めるためには、エコラベル認証商品の数を増やして、新たな製品基準の作成や広報活動などプログラム運営費をマーク使用料でカバーできるようにしなければならない。エコラベル認証商品の増大のため、製品基準の作成された製品カテゴリーの製造業にラベル申請を積極的に働きかけていくとともに、グリーン購入を政府機関に義務付ける大統領令案の採択に向けてロビー活動を活発化することが望まれる。また、日本の経験を参考としながら、民間企業のグリーン購入を促すためのネットワークを構築し、産業界からのエコラベル認証のニーズを高めていくことが期待される。

(2) BOIのISO14001取得に向けての体制の再整備

ISO14001の取得に向けて、BOIはできるだけ早くEMSを実行に移すことが求められるが、現時点では、BOIスタッフの意欲が低い状態にあることから、EMS実施状況をランク付けして優れた実施状況の部署を表彰するなどのインセンティブを設けることが望まれる。さらに、各部署の長を説得して、各部署の代表者を決定し、固定メンバーからなるEMSコア委員会を再構成して、組織全体の活動を率いていくことが求められる。

8.5.4 教訓

環境マネジメントのように、組織の所掌事務に含まれない活動を組織横断的に実施しようとする場合には、その活動の重要性が組織の中で認知され、関係部署からのマンパワーの提供が担保されるよう、体制を整えてから実行に移すことが重要である。

Part 3

EMPOWER プロジェクトにおける PR 活動

9 EMPOWER セミナー

9 EMPOWER セミナー

9.1 EMPOWER セミナーの概要

EMPOWERプロジェクトの活動内容の紹介、成果の普及を図るとともに、国家IEMアクション・プランへのインプットを得るため、またIEMに関する意識の啓発を目的として、BOIと調査団は4回のセミナーを開催した。表 9.1.1は、4回のセミナーの日程、目的、参加者数をまとめている。第1回から第3回のセミナーは、Pasig市のAstoria Plazaで、第4回セミナーは、Makati市のManila Peninsula Hotelで開催した。セミナーのプログラム、参加者リストは、Annex 9に収めている。

表 9.1.1 EMPOWER セミナーの概要

	年月日	目的	参加者数*
1	2002年8月1日	➤ EMPOWERプロジェクトの紹介 ➤ IEM推進ための産業界のニーズの把握	67 (60% 製造、18% 政府関係者、9% 環境サービスプロバイダー、13% その他)
2	2002年10月16日	➤ 国家IEMアクション・プランの枠組み、政府、業界団体、NGOの役割の提案 ➤ IEM推進における現在の取組みの紹介 ➤ パイロット・プロジェクトの紹介 ➤ 廃棄物削減、生産性向上に関する情報の現状	86 (58% 製造業、24% 政府関係者、7% 環境サービスプロバイダー、11% その他)
3	2003年2月5日	➤ パイロット・プロジェクト、国家IEMアクション・プランの進捗状況の報告 ➤ パイロット・プロジェクトの実施、国家IEMアクション・プランの作成を向上させるための意見の聴取	86 (95% 製造業、2.5% 政府関係者、2.5% 環境サービスプロバイダー)
4	2003年6月9日	➤ パイロット・プロジェクトの成果の普及 ➤ 国家IEMアクション・プラン案の紹介	70 (52% 製造業、44% 政府関係者、4% 環境サービスプロバイダー)

*参加者数はBOIカウンターパート、JICA調査団を除く

セミナーの話題: セミナーでは、EMPOWERプロジェクトの進展に伴い、既存のIEMプロジェクトのレビュー、エコラベル、EMS認証システム、産業廃棄物交換のようなIEM推進の最近の取組みから、パイロット・プロジェクトの実施、IEMアクション・プラン案をカバーした。

参加者の特徴: 調査団は、優先業種18セクターに属する中小企業100社及びそれらの属する業界団体、政府機関（OIP以外のBOI、DENR、DOH）、大学、金融機関、ドナー機関をセミナーの参加者候補とした。中小企業からの参加を得るのが困難であったため、サプライチェーンのグリーン化を進めるNestleフィリピンなどの大手企業をそれらの物品納入業者とともに招待した。EMPOWERの目的が知られるにつれ、環境サービスプロバイダーの参加も得られるようになった。

参加者のフィードバック：参加者からのフィードバック用紙を利用して、次のセミナーのトピックを選択した。第3回、第4回のセミナーにおける参加者からのコメント等はIEMAPの中に統合された。セミナー実施中、フィードバック用紙の提出を呼びかけたが、提出数は残念ながら多くはなかった。

9.2 第1回EMPOWERセミナー

9.2.1 セミナーの目的

第1回セミナーは、EMPOWERプロジェクトの紹介と産業界の様々な主体の参加を得て、産業環境マネジメントの推進にあたって、それぞれの業界のニーズを把握することを目的として開催した。

9.2.2 セミナーの内容

第1回セミナーでは、EMPOWERプロジェクトを紹介するとともに、PRIMEやIISEなどこれまでに実施された産業環境マネジメント推進に係るプロジェクトの成果を紹介し、環境マネジメントシステムを導入した企業（中小企業2社、大企業3社）が自らの経験や得られた成果を共有した。最後に、調査団から過去に実施されたIEMプロジェクトの概要を紹介し、EMPOWERとして対応すべき分野の候補をまとめた。以上の情報を踏まえて、今後のIEM推進に必要と考えられる活動について、参加者の意見を聞いた（表 9.2.1参照）。当日のプログラムは、Annex 9.1に示す。

表 9.2.1 第1回セミナーの内容

テーマ	内容
CP推進に係るJICAのアプローチ	CPを推進する戦略として、市場メカニズムの活用、民間部門の活動の重視、中小企業育成の政策強化、日本の経験の取りまとめと適用を紹介
EMPOWERプロジェクトの概要	EMPOWERプロジェクトの目的、活動内容、実施期間を紹介
PRIMEプロジェクト	UNDPの支援したPRIMEプロジェクトによって構築された新たな政策とIEM推進のための施策を紹介
IISEプロジェクト	USAIDの支援したIISEプロジェクトの成果として、フィリピンにおけるEMS認証プログラム、大学・NGO・地方自治体との連携体制、環境管理会計の推進にあたっての基礎を築いたことを挙げ、これらの継続と産業界の自主規制、IEMデータベースの構築を今後の課題として指摘
環境パフォーマンス改善事例(1)Nutri-licious Foods Cooperation	EMS実施による成果として、企業イメージの向上、市場アクセスの改善、環境法適合を挙げ、EMS実施にあたっての困難として、排水処理施設コスト、許可申請手続きの長さ、リストラを指摘
環境パフォーマンス改善事例(2)Redisol	EMS実施により、オゾン層破壊物質の使用停止、揚水エネルギーの節約、無事故（化学物質漏洩）が達成され、環境法にも適合

テーマ	内容
環境パフォーマンス改善事例(3)Bayer	レスポンシブル・ケア・プログラムとして、廃棄物削減、資源のリサイクル及び節約の実施状況を紹介
環境パフォーマンス改善事例(4)Fujitsu	ISO14001取得のための重要事項として、経営者及び従業員のコミットメント、十分な資源、継続的改善のための定期的監査と見直し、内外関係者とのコミュニケーションを列举
環境パフォーマンス改善事例(5)Honda	ISO14001取得の成果として、一般廃棄物の削減、スクラップ売却による収益、エネルギーコストの削減、全ての有害廃棄物の適切な処理を紹介
これまでのIEM活動の教訓	これまでIEM推進活動は、産業による環境への影響の評価、汚染防止のためのツール、関連政府機関の関係や機能の評価に分類され、今後、EMPOWERで対応すべき分野の候補として、情報ベースの改善、SMEに重点を置いたトレーニング、組織改革やインセンティブについての官民対話を列举
IEM推進のためのアクションについて	以上の発表を踏まえて、IEM推進に必要な活動についての意見交換

9.2.3 セミナーの成果

第1回セミナーは、13業種の企業の生産部長、PCO、環境安全担当者らをはじめ、8つの業界団体の代表、関連政府機関、大学、環境コンサルタントら67名の参加を得た（参加者リストはAnnex 9.1に示す）。これまでに実施されたIEM関連プロジェクトや環境マネジメントに取り組む個別企業の経験を踏まえ、今後IEM推進に必要な活動に関して、参加者から次のような意見が出された。

1. 産業界の情報ニーズとしては、(a) 健康影響などに関する調査研究、規制、(b) 環境融資を行う銀行、限度額、利率、返済期間など利用可能な資金に関する情報、(c) 文献、マニュアルなどに含まれるEMS関連情報など、中小企業の実力強化に資する情報の分野が挙げられる。
2. 環境サービスプロバイダーとして、PATLEFAMとPCAPIは、政策面での支援、トレーニング、関連情報の出版などのサービスを提供している。TLRCは、EMSに関する情報を有している。DOSTは、EMSの推進に関してトレーナー・トレーニングを実施している。
3. その他のEMS推進者として考慮すべき主体として、地方自治体、農業省（アグリビジネスの関係）、教育・文化・スポーツ省(DECS)が挙げられる。
4. 輸出産業にとって重要なエコラベル、レスポンシブル・ケア（化学工業の原料等の供給者が環境法規制以上の環境パフォーマンス）などのさらなる推進が望まれる。
5. 海外機関による支援プロジェクトを継続していくため、汚染対策基金の創設や汚染料金の広範な適用などによって、国内の資金源を確保する必要がある。

6. IEM事例研究の中に含めるべき事項として、プロセス分析、プロセスの最適化、低費用オプション、費用の安い環境にやさしい原料の使用、先進的な管理システムをもつ機器を導入しての工程改善、消費者に対する影響などが挙げられる。

9.2.4 参加者の評価

参加者の67名のうち、24名から調査団が用意した評価表を回収した。この評価表に基づくと、セミナーの中で役立った内容としては、Fujitsuの事例（8名）、PRIMEプロジェクトの成果、IISEプロジェクトの成果、これまでのIEMプロジェクトの教訓（各7名）などが上位に挙げられた。IEMに関連して得たい情報としては、技術（15名）、融資（14名）が多かった。

参加者7名からは、セミナーが、情報豊富であった、うまく運営されていた、啓発的だったとのポジティブなコメントがあったが、3名からは、セミナーの目的が不明確、意見交換の時間が少ない、時間管理を徹底すべきとのネガティブなコメントがあった。

9.3 第2回EMPOWERセミナー

9.3.1 セミナーの目的

第2回EMPOWERセミナーは、IEMアクション・プランの枠組（案）及び廃棄物最小化、IEM情報システム、エコラベルに関するEMPOWERのパイロット・プロジェクト案を紹介するとともに、IEMの推進に係る最近の取組みと、廃棄物最小化に関する技術情報についての情報提供を目的として実施された。

9.3.2 セミナーの内容

第1回セミナーでは、参加者からIEM推進に関連する技術及び環境融資についての情報を得たいとの要望が高かったことから、第2回セミナーでは、EMPOWERプロジェクトの進捗状況を報告するとともに、廃棄物最小化技術に関する情報源、産業廃棄物交換プログラム、フィリピン開発銀行による環境プロジェクトへの低利融資制度、日本のエコラベル・プログラム、EMPOWERパイロット・プロジェクトの準備についての情報を提供した（表 9.3.1参照）。当日のプログラムは、Annex 9.2に示す。

表 9.3.1 第2回セミナーの内容

テーマ	内容
IEM推進に対するこれまでの取組みとEMPOWERの方向	これまでのIEM推進の現状と課題を、情報・知識・意識啓発関連のツール、法規制、経済的インセンティブの分野について整理し、IEMアクション・プランの枠組を説明
廃棄物最小化技術に関する情報	廃棄物最小化に有用な技術に関する情報の名称、媒体、情報源あるいは情報所有者を整理（一覧表を参加者に配布）
環境プロジェクトへの融資	フィリピン開発銀行による、環境プロジェクトへの低利融資制度に関して、適用条件、利率、返済期

テーマ	内容
	間などについて説明
産業廃棄物交換プログラム	PBEの運営する産業廃棄物交換プログラムの利用方法を説明
エコラベル・プログラム	他国におけるエコラベル・プログラムの実施状況、エコラベルの種類、日本のエコマーク・プログラムの実施背景と概要を紹介
フィリピンEMS認証システム	フィリピン国内でのEMS認証機関確保に向けた取組みについての説明
EMPOWERパイロット・プロジェクト	廃棄物最小化、IEM情報システム、エコラベル及びグリーン購入の3つのパイロット・プロジェクトの目的、活動内容、実施主体の概要を説明
IEM推進についての質問・意見交換	上記のプレゼンテーションを踏まえて、IEM推進に関する質問・意見交換

9.3.3 セミナーの成果

第2回セミナーは、企業の生産部長、PCO、環境安全担当者らをはじめ、業界団体の代表、関連政府機関、大学、環境コンサルタントら86名の参加を得た（参加者リストはAnnex 9.2に示す）。発表内容については、フィリピン開発銀行の提供する低利融資制度に関する質問が多く出された。IEM推進に関して参加者の意見を集約すると、以下のとおりである。

1. 経営者は環境対策をコストとみなし、優先事項とはしないため、IEM関連投資を増大させるためにはインセンティブが必要である。IEM活動のための資金を確保するため、税のようなディスインセンティブも必要である。
2. 環境管理において、労働組合も関係主体としての役割がある。IEM推進における最初の働きかけは、経営者に対してIEM関連投資を奨励することであるが、経営者の判断後、実施を受け持つのは労働者である。
3. 国内で入手可能なIEM関連技術についてのデータを統合し、実行可能な費用のかからない技術の普及を進める統合的な情報センターが必要である。
4. 法令遵守の徹底は、全ての対象に対して行われるべきであるが、違反者より遵守者の周到的なモニタリングが行われる傾向にある。法令より厳しい法執行が行われているため、法適合が限られている。モニタリング、立入検査、法遵守の徹底における汚職についても採り上げるべきである。
5. 消費者需要が、世界市場に適合することを求めており、地元企業のIEMへの取組みを仕向ける戦略として、環境にやさしい製品に対する需要を創出するエコラベルがある。
6. 環境プロジェクトに対する低利融資プログラム（金融省による命令）は存在するものの、経済の低迷によって融資の利用率は低い。環境モニタリング機器、排水処理施設、トレーニングなどに対する融資が必要である。
7. PHILEXPORTとDENRが、ECCの対象とならない企業向けのチェックリストの作成に合意したことから、業界団体は中小企業の環境課題に対する適切な窓口となることが期待できる。

9.3.4 参加者の評価

参加者のうち36名から調査団が用意した評価表を回収した。この評価表に基づく、汚染防止に関する情報(29)、産業廃棄物交換プログラム(23)、 IEM推進のトレンド(21)、EMS認証システム(20)が、役立つ内容として上位に挙げられた。環境プロジェクトに対する低利融資については、今回のセミナーである程度の情報を提供したため、さらに情報が必要な項目として上位には挙げられなかったが、IEM推進に係る技術、EMSなどのツール（各24名）、環境コンサルタントの情報（16名）についての要望が上がった。

その他、評価表に記入された参加者からのコメントを取りまとめると、以下のとおりである。

1. セミナーは、非常に参考、役立った。トピックが良く、まとまっていた。
2. セミナーは、環境マネジメントや廃棄物交換に関して、組織的關係や人的ネットワークを構築する場でもある。
3. 主なリクエストは以下のとおり。
 - 一連のセミナー資料
 - 環境サービスプロバイダーのリスト
 - 参加者の名前と連絡先
 - 様々なIEMプロジェクトに関する基本情報

9.4 第3回EMPOWERセミナー

9.4.1 セミナーの目的

第3回EMPOWERセミナーは、パイロット・プロジェクトの進捗状況、IEMアクション・プラン案についての情報を提供し、パイロット・プロジェクトの実施やアクション・プランのデザインについて、参加者の経験、見識、コメントを共有する場を設定することを目的とした。

9.4.2 セミナーの内容

第3回セミナーは、EMPOWERのパイロット・プロジェクトの実施主体であるPhilippine Business for the Environment、Clean and Green Foundation、BOIがプロジェクトの進行状況について発表し、調査団メンバーが、IEMアクション・プラン案の概要を説明した。その後、参加者を2つのグループに分け、IEMアクション・プラン案について意見交換し、グループ別の発表を行った。当日のプログラムはAnnex 9.3に示す。

9.4.3 セミナーの成果

第3回セミナーは、企業の生産部長、PCO、環境安全担当者らをはじめ、業界団体の代表、関連政府機関、環境コンサルタントら86名の参加を得た（参加者リストはAnnex 9.3に示す）。パイロット・プロジェクトの進捗状況及びIEMアクション・プラン案の説明の後、参加者は、1） IEM技術の推進とリサイクル、2） 財務・資金的インセンティブ、規制的手法、の2つのグループに分かれ、IEMアクション・プラン

案の検討を行った。参加者によって共有された情報、コメントや提案をまとめると以下のとおりである。

A. 総合的リサイクル政策

1. リサイクル可能物の国家インベントリーの作成

- セクター別のインベントリーを作成する
- リサイクル業者の住所録を作成する
- リサイクル物を原料とする製品とその市場を把握する
- リサイクル可能物の中に有害廃棄物も含める

2. リサイクル産業促進の政策立案

- リサイクル可能の意味を定義することが必要である
- リサイクル可能物及び潜在的にリサイクル可能な廃棄物を含める
- 省庁横断的な政策立案が必要である
- リサイクル産業のためのマーケットの創造が必要である
- バランガイに資源回収施設の位置を決定させるなど、地方自治体を巻き込む
- 環境コープの設立など、インフォーマルなリサイクル業者を合法化する
- マニラ首都圏と地方において、マーケット分析を行う
- 廃棄物の量及び特性についての限界値を設定する
- 小規模のリサイクル業者に対して資金を提供する
- リサイクルを推進するための経済的インセンティブが必要である
- 汚染者負担原則に基づく、リサイクル推進政策を立案実施する

3. リサイクルに関する法的枠組みの強化

- 報告義務の頻度や罰金の低減など、リサイクル活動に対する法的義務を緩和する
- 政府機関の役割やクリアリングハウスの仕組みを明確にするため、Memorandum of Agreement（合意書）が必要である

4. 優先プロジェクトの選定

- 負の影響のある分野におけるプロジェクトを優先する
- 破碎ガラスの収集の経験を反復する

B. IEM 技術の推進

1. 技術の推進

- Integrated IEM Technology information clearinghouse
- マスメディアを巻き込む
- National Environment Quality Awardのような、活動を促す表彰制度を創設する
- 個々の企業の環境対策コスト低減のため、業界団体が、排水処理施設などを共同設置する可能性を探る
- 業種別環境パフォーマンス指標を設ける

2. IEM 技術の評価（環境コスト会計を含む）

- 企業トップの支援をえるため、また投資者を惹きつけるため、IEM技術の適用による便益や節約を定量化する
- 環境ガイドラインを推進する
- 技術適用の前のアセスメントが必要である
- 技術アセスメントの基準の中には、修理センターの存在など、フィリピンにおける導入の可能性を含める
- 環境会計の実施者数が限られていることから、産業界ごとにIEM技術をパッケージで提供する

3. IEMのための最適管理の実際の取りまとめ

- PCCIやMAPによって取りまとめられた最適管理／最適技術がある
- ITDI/DOSTによって取りまとめられたナタデココ、電気鍍金など業種別ガイドブックがある
- 業種別にニーズアセスメントを行う

4. 業界団体と会員企業の能力強化

- 精糖、電気鍍金、ココナッツ関連産業、家具及び木材利用産業を優先すべき
- 廃棄物最小化に関するトレーニングを継続する

C. 財務・資金的インセンティブ

1. 利用可能なインセンティブが認知されていない、インセンティブや資金活用のための手続きの簡素化が必要である
2. 優良な環境パフォーマンスには表彰や税の減免などが必要である
3. インセンティブの統合的システムを構築するにあたって、多基準意思決定の枠組みを用いる
4. 提案されるインセンティブを分析する際には、全コスト会計を用いる
5. 時代遅れの機器は汚染を引き起こすことから、機器の更新に対するインセンティブを設ける
6. 家具製造は、有害廃棄物を発生させ、大気汚染を引き起こす塗料スプレーを使用していることから、優先業種に含めるべきである
7. 状況調査に表される市場先導型インセンティブが必要である

D. 法規制

1. 不適切な法執行、法執行官のトレーニングの不十分を課題として検討するべきである
2. 産業による環境法令への適合を強化するため、地域社会の圧力を強める
3. 新たな環境法案及び既存の法令改正についての方針説明書を作成し、立法者及びDENRに提出する（汚染に対する課金は法適合を誘引することから、課金を全国的に適用する）

4. 環境法の適合に対する企業へのインセンティブがない
5. 環境適合への産業界への支援のための情報・教育・コミュニケーション、技術普及関連予算は限られており、中小企業もEMS実施には予算が限られている
6. 産業界におけるグリーン購入方針の採択が、環境にやさしい製品の需要を喚起する
7. IEM推進におけるLLDAのやり方を広める（PCOとの情報共有、15日以内に支払われる課徴金や手数料の20%割引）。LLDAは、環境使用者料（Environmental Users Fee）を、インフラ整備、技術支援センター、トレーニングなどの水質管理プログラム及びプロジェクトに充てている。徴収した料金の20%は、下水処理施設の設置など地方自治体の環境プロジェクトに充てられる。
8. DENR, LGU, BOI 及び PEZAの間でインセンティブ・パッケージを調整する必要がある

E. 一般的なコメント

1. 基本的な環境教育が必要であり、環境管理計画の重要性を企業に理解してもらう必要がある
2. 健康省やエネルギー省など他の政府機関も巻き込むべきである

9.4.4 参加者の評価

参加者86名のうち9名から、調査団が用意した評価表を回収した。それらの評価表に基づくと、廃棄物最小化、IEMアクション・プラン、エコラベルに関するプレゼンテーションが有用であったと評価されている。評価表に記載されたコメントをまとめると、以下のとおりである。

- セミナーの内容はとても情報が豊富であり、IEM技術の推進について他の主体と意見交換する機会を与えてくれた。
- 示唆に富むセミナーであったが、少々目標が理想的過ぎるのではないか。
- IEMアクション・プランは産業界における活動の鳥瞰図を提供してくれた。BOIのグリーン化についての発表は期待以下であった。IEM推進の先頭に立っているものの、準備ができていないようである。
- BOIは組織のグリーン化の途中であるようだ。BOI登録されていない中小企業に対しても適切な要件を課してインセンティブを適用すべきである。

9.5 第4回EMPOWERセミナー

9.5.1 セミナーの目的

第4回EMPOWERセミナーは、パイロット・プロジェクトの成果とIEMアクション・プラン案について、産業界の関係主体に情報を提供することを目的として開催された。

9.5.2 セミナーの内容

第4回セミナーは、午前中は企業トップを対象として、廃棄物最小化パイロット・プロジェクトの成果と、フィリピンのエコラベル・プログラム、IEMアクション・プラン案の発表が行われた。午後は政府機関の職員及び環境サービスプロバイダーを対象として、午前中のテーマに加えてBOIのグリーン購入方針、IEM情報ウェブサイトについての発表が行われた（表9.5.1参照）。当日のプログラムはAnnex 9.4に示す。

表9.5.1 第4回セミナーの内容

テーマ	内容
廃棄物最小化パイロット・プロジェクトの成果	モデル企業4社（Noah's Paper Mill、Kemwerke、Acetech Metal Industries、TSB Enterprise）の代表が、廃棄物最小化対策の実施によって達成した便益について発表
エコラベル・プログラム	フィリピンのエコラベル・プログラム（グリーン・チョイス・フィリピン）の目的、運営主体、対象製品、製品基準、認証手続き、推進活動を説明
IEMアクション・プラン	IEMアクション・プランの目的、対象、優先活動の分野、優先業種、主要な関係主体について説明
BOIのグリーン購入方針	グリーン購入方針の法的根拠、方針作成過程、グリーン購入方針具現化のためのアクション・プランの内容（具体的対象品目）を説明
IEM情報ウェブサイト	パイロット・プロジェクトで構築したウェブサイトの構成と掲載される情報内容の概要を説明

9.5.3 セミナーの成果

第4回セミナーは、企業経営者、PCO、業界団体代表、政府関係者、環境サービスプロバイダーら70名の参加を得た（参加者リストはAnnex 9.4参照）。パイロット・プロジェクトの成果やIEMアクション・プラン案の説明を踏まえ、参加者からは次のようなコメントがあった。

- エコラベル・プログラム推進のためには、消費者教育が重要であり、そのための大々的な宣伝キャンペーンが必要である
- IEM情報ウェブサイトに掲載する情報がタイムリーで、信頼性のあるものであることが必要である
- IEMアクション・プランの対象業種に養豚と養鶏も含めるべきではないか

- EMPOWERプロジェクト終了後、IEMアクション・プランの活動の持続性を確保することが必要である

9.5.4 参加者の評価

参加者70名のうち17名から、調査団が用意したアンケートを回収した。そのアンケートに基づくと、次の点が把握された。

1. 廃棄物最小化：産業界の回答者9名全てが、自社で廃棄物最小化に取り組んでいると回答し、モデル企業の報告の中でも特にコスト削減の具体的な数字を挙げた事例に意欲がかき立てられたという。廃棄物最小化の便益としては、環境法適合が主であるが、コスト削減、地域社会との良好な関係、親会社の要求を満足する、といった面もある。
2. エコラベル・プログラム：回答者の約半数（産業界は9名中4名、政府関係者7名中3名）はグリーン・チョイス・フィリピンを聞いたことがあり、全員がグリーン・チョイスのついた製品を進んで購入する意欲がある。また、7名は自社製品にグリーン・チョイスの認証を受ける意欲がある。
3. IEMアクション・プラン：回答者は全員、IEMアクション・プランのプレゼンテーションを理解したとしており、法規制の強化、技術の推進がIEM技術の採用のための適切な戦略であると考えている。また、大多数は、IEMアクション・プランの実施に協力的である。
4. IEM情報ウェブサイト：回答者は全員、IEM情報ウェブサイトにアクセスしたいとの意向がある。
5. グリーン購入方針：回答者は全員、グリーン購入方針が環境に配慮した商品の開発を促すと確信している。グリーン購入方針の実施にあたっての制限要因としては、製品供給、管理者の理解、方針の情報普及と理解の欠如（特に得られる便益）、予算の不足などが挙げられた。

以上の結果から、廃棄物最小化、IEM情報システム、エコラベル及びグリーン購入に関するパイロット・プロジェクトの成果は参加者に届いたものと考えられる。